

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し
経産02	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置
経産03	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
経産04	中小企業者等の法人税率の特例の延長
経産05	所得拡大促進税制の見直し及び延長
経産06	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長
経産07	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
経産08	技術研究組合の所得の計算の特例の延長
経産09	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長
経産10	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
経産11	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長
経産12	中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設
経産13	（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長

<令和3年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R2経産01)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除))				
措置内容	平成30年度時点	<p>(1) 国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①から③までの要件の全てを満たすときは、給与等支給増加額の15%(④の要件を満たすときは20%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額を超えること ② 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の103%以上であること ③ 国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であること ④ 教育訓練費の額が前2年の教育訓練費の額の年平均額の120%以上であること</p> <p>(2) 中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①及び②の要件を満たすときは、その中小企業者等の給与等支給増加額の15%(③及び④の要件を満たすときは25%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額を超えること ② 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の101.5%以上であること ③ 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の102.5%以上であること ④ 次のいずれかの要件を満たすこと イ 教育訓練費の額が前1年の教育訓練費の額の110%以上であること ロ 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと</p>			
	令和元年度税制改正以後	従前どおり			
	令和2年度税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等以外の法人が給与等の引上げ及び設備投資を行った場合に係る措置の適用要件のうち国内設備投資額に係る要件における当期償却費総額に乗ずる割合を、95%(改正前:90%)に引上げ 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直しの見直しに伴い、雇用者給与等支給増加重複控除額を見直し 			
政策目的	世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの数年の間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資を図っていくこと。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人事業税	所得税		
関係条項	租税特別措置法第42条の12の5、第68条の15の6、地方税法附則第9条				
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度	H25	過去の政策評価の実績	H25経産50、51、H28経産10、H29経産03	区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	/			
H24				
H25	10,874	42,001,405	16.7%	2,290,168
H26	78,261	247,788,961	14.6%	13,661,444
H27	90,594	277,407,538	10.2%	14,383,201
H28	99,134	318,412,523	11.0%	16,821,108
H29	120,977	384,881,109	8.7%	23,412,091
H30	131,201	352,528,277	7.9%	25,516,160

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し		
税目	法人税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和4年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員1人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現）から新たな達成目標（令和4年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員1人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和4年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員1人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること）は、平均金額や1人当たりの費用という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・③ 制度の見直しを踏まえ、達成目標を以下の通り改めたい。</p> <p>⇒達成目標①：一般労働者（常用労働者（期間を定めずに雇われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者）のうち、パートタイム労働者（1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数がその事業所の一般の労働者より短い者）以外の労働者をいう。）における入職率（常用労働者数に対する入職者数の割合）が、2019年度の11.9%より上回ること。（※各用語の定義は厚生労働省「雇用動向調査」に基づく）</p> <p>⇒達成目標②：大企業（従業員300人以上）における常用労働者（期間を定めずに雇われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者）1人当たりの1か月あたりの教育訓練投資額が、2019年度の2.0万円より上回ること。</p> <p>② 本税制の改正の目的は、コロナ禍における経済情勢の落ち込みや経営環境の悪化の中で、企業の事業変革に向けた取り組みを下支えしていくことにある。公的統計に準拠する形で外部人材の獲得強化や社内人材の育成強化に係る政策目標を設定するためには、外部人材の育成強化について「入職率」を、社内人材の育成強化について「教育訓練費」を設定することが考えられるところ、実際に、各エコノミクスレポート等を参照すると、雇用の流動性（R I E T I「雇用の流動性は企業業績を高めるのか」）や、教育訓練投資（R I E T I「企業の教育訓練投資と生産性」）と企業の生産性等の相関を分析する際に同様の指標を用いているものが複数あり、よって、これらの設定は適切である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標①及び②を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租税透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本税制は資本金1億円超の大企業を対象とした税制であることから、平成29年度及び30年度の適用件数については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている件数のうち、資本金階級が1億円超法人（「3億円以下」「5億円以下」「10億円以下」「100億円以下」「100億円超」）の合計の件数を記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目(3)②の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和3年度及び4年度）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和2年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在改正要件の検討中につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p> <p>② 本税制を活用できる法人は、資本金1億円超の利益計上法人。令和2年度の適用数については、令和2年度における税制要件（継続雇用者給与等支給額が対前年度比3%増かつ国内設備投資額が減価償却費の95%以上）を達成できる企業割合の推測が困難なことから、資本金1億円超の利益計上法人数の推移に合わせて当税制の適用件数も推移すると仮定。国税庁「会社標本調査」においては、平成30年度の情報が最新であることから、令和元年度については過去2年度（平成29年度及び30年度）の対前年度増減率の平均値（▲3.0%）を用いて算出、令和2年度については、リーマンショック時の平成20年度と過去2年度（平成30年度及び令和元年度）の対前年度増減率の平均値（▲13.6%）を用いて算出。これらにより算出した資本金1億円超の利益計上法人数の増減推移に合わせ、平成30年度の適用件数2,843件から令和2年度の適用件数を2,383件（令和元年度＝2,843件×▲3.0%、令和2年度＝令和元年度×▲13.6%）と予測。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税）について、租税透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づくと、本税制の適用総額は約3兆9,895億円である。</p> <p>② 本税制は資本金1億円超の大企業を対象とした税制であることから、平成29年度及び30年度の適用額については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告</p>

<p>書」に記載されている適用額のうち、資本金階級が1億円超法人（「3億円以下」「5億円以下」「10億円以下」「100億円以下」「100億円超」）の合計の適用額を記載している。</p> <p>③ 同上</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和元年度の減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人事業税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和2年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 現在改正要件の検討につき、将来の減収額等については、予測が困難である。</p> <p>③ 令和2年度の適用件数を2,383件と推計（算定根拠は他項目参照）(a)。国税庁「民間給与実態統計調査」及び国税庁「会社標準調査」から、令和元年度及び令和2年度の資本金1億円以上法人の1社あたりの平均年間給与額を約43.3億円、約49.4億円と推計、これらにより令和2年度の対前年度増加額を6.0億円 (b)。法人税キャップに当たる企業の税額控除額は、課税所得に法人税率を乗じた額の20%となることから、資本金1億円超法人の1社あたりの平均課税所得を推計した上で、そこに法人税率と20%を乗じて、令和2年度の法人税キャップに当たる企業の税額控除額を1.7億円と推計(c)。また、経済産業省が実施したアンケート調査に基づいて、本税制の利用企業の上乗せ要件の利用率及び法人税キャップに該当する企業割合を推計(d)。これらにより、(a) (d)を用いて通常要件及び上乗せ要件の利用企業数。法人税キャップに当たる企業数をそれぞれ推計。通常要件及び上乗せ要件の利用企業数に(b)と税額控除率(15%・20%)を乗じることにより、また法人税キャップに該当する企業数に(c)を乗じることにより、令和2年度の減収額を推計。</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「令和元年度及び令和2年度の資本金1億円以上法人の1社あたりの平均年間給与額を約43.3億円、約49.4億円と推計」、「資本金1億円超法人の1社あたりの平均課税所得を推計した上で、そこに法人税率と20%を乗じて、令和2年度の法人税キャップに当たる企業の税額控除額を1.7億円と推計」、「経済産業省が実施したアンケート調査に基づいて、本税制の利用企業の上乗せ要件の利用率及び法人税キャップに該当する企業割合を推計」、及び「法人税キャップに当たる企業数をそれぞれ推計。通常要件及び上乗せ要件の利用企業数に(b)と税額控除率(15%・20%)を乗じることにより、また法人税キャップに該当する企業数に(c)を乗じることにより、令和2年度の減収額を推計」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）のうち、「消費拡大」及び「景気的好循環の実現」に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）のうち、「個人の所得水準の改善」に対する過去の効果について、「平成25</p>
--

<p>年度の所得拡大促進税制の創設以降、2%程度の高水準の賃上げを達成しており、これまで堅調に推移している」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 内閣府「GDP統計」を基に、家計最終消費支出について2013年度の所得拡大促進税制創設（2018年度に現行制度へと改組）以後の推移を見ると、年度によって微増減あるもののこれまで堅調に拡大傾向にあり2019年度までの7年間の平均成長率は0.14%となっている。また併せて、国内総生産の同期間の推移を見ると、平均成長率は0.94%となっており、これらにより「消費拡大」及び「景気的好循環の実現」の双方に対して当税制が一定の効果をもたらしたものと推測される。</p> <p>② 政府による賃金・所得拡大関連施策は、所得拡大促進税制（賃上げ・生産性向上のための税制）、最低賃金引上げ、保育士の処遇改善、介護職員の処遇改善、公共工事設計労務費単価の引上げの概ね5つ（内閣府「経済財政分析ディスカッションペーパー〜アベノミクスにおける賃金・所得関連施策の効果試算〜」参照）。このうち、大企業向けの賃上げ支援施策は本税制のみであることを踏まえ、本税制に一定の賃上げ促進効果があつたものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、所期の達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）のうち、「消費拡大」及び「景気的好循環の実現」に対する過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和4年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員1人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標ごとの将来効果予測は、以下の通り。</p> <p>⇒達成目標①：一般労働者（常用労働者（期間を定めて雇われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者）のうち、パートタイム労働者（1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数がその事業所の一般の労働者より短い者）以外の労働者をいう。）における入職率（常用労働者数に対する入職者数の割合）が、2019年度の11.9%より上回ること。（※各用語の定義は厚生労働省「雇用動向調査」に基づく）</p> <p>⇒将来効果予測：経済産業省が実施したアンケート調査に基づく、令和元年度から令和2年度にかけて、新卒採用者数又は中途採用者数を増やすと回答した企業が36.2%、維持すると回答した企業が27.1%であり、令和2年度の入職率は令和元年度を上回ることが見込まれているところ、新型コロナウイルスによる経済ショックは今年度が底であると仮定すると、令和3年度及び4年度において増加・維持とする企業の割合は概ね維持されるものと想定。その一方で、E S Pフォーキャストの今後の日本の実質GDP予測によれば、日本の実質GDP成長率は令和3年度以降プラスに転じるが令和4年度になっても令和元年度の水準には戻らないと予測されており、こうした点を踏まえると、増やす又は維持すると回答した企業のうち一定割合は業績悪化の長期化を踏まえてを縮減することも想定されるが、本税制によるインセンティブ要因により、外部人材の採用を減らす又は維持するとしている企業においても増やすに転じる企業が一定割合存在すると考えられる。したがって結論として、令和3年度及び4年度には当該達成目標は実現されるものと考えられる。</p> <p>⇒達成目標②：大企業（従業員300人以上）における常用労働者（期間を定めて雇</p>
--

われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者) 1人当たりの1か月あたりの教育訓練投資額が、2019年度の2.0万円より上回ること。

⇒将来効果予測: 経済産業省が実施したアンケート調査に基づくと、令和元年度から令和2年度にかけて、1人当たりの教育訓練投資を増やすと回答した企業が38.9%、維持すると回答した企業が45.6%であり、令和2年度の教育訓練投資は令和元年度を上回ることが見込まれているところ、新型コロナウイルスによる経済ショックは今年度が底であると仮定すると、令和3年度及び4年度において増加・維持とする企業の割合は概ね維持されるものと想定。その一方で、E S Pフォーキャストの今後の日本の実質GDP予測によれば、日本の実質GDP成長率は令和3年度以降プラスに転じるが令和4年度になっても令和元年度の水準には戻らないと予測されており、こうした点を踏まえると、増やす又は維持すると回答した企業のうち一定割合は業績悪化の長期化を踏まえて教育訓練投資を縮減することも想定されるが、本税制によるインセンティブ要因により、教育訓練投資を減らす又は維持するとしている企業においても増やすに転じる企業が一定割合存在すると考えられる。したがって結論として、令和3年度及び4年度には当該達成目標は実現されるものと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標①及び②に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外、法人事業税:義)(国税3・地方税13)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>青色申告書を提出する事業者が平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加かつ国内設備投資額が償却費総額の9.5割以上であるとき、給与等総額の前事業年度からの増加額の15%を税額控除とする。また、上乗せ要件として、教育訓練費が過去2事業年度平均比で20%以上増加するとき、控除率を5%上乗せして、給与等総額の前事業年度からの増加額の20%を税額控除とする。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。産業構造の変化を見据えた企業の事業の変革に向けては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が不可欠。一方で、リーマンショック後には、数年にわたり平均給与額(※1)や賃上げ率(※2)が低下するとともに、教育訓練費(※3)も大きく落ち込んでおり、このコロナ禍においては、給与を含めた人材投資の下支えが必要である。こうしたことも踏まえつつ、外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった「新たな日常」へ適応に向けた多様な人材投資を支えていくため、所要の見直しを行う。</p> <p><参考></p> <p>※1…国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者1人当たりの平均給与額(各年における1年間の支給総額(給料・手当等及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額を給与所得者数で除したもの)は、2008年が365.2万円、2009年が350.2万円。</p> <p>※2…日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」における賃上げ率は、2008年が1.88%、2009年が1.67%。</p> <p>※3…厚生労働省「能力開発基本調査」における大企業(従業員300人以上)のOff-JT(Off-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で行う教育訓練(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施する教育訓練(業界団体や民間</p>

		<p>の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)を含む。)に支出した教育訓練費(従業員1人当たり)の平均額は、2008年度が3.1万円、2009年度が1.8万円。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税(租税特別措置法第10条の5の4) ・ 法人税(租税特別措置法第42条の12の5、68条の15の6、租税特別措置法施行令第5条の6の4、第39条の47) ・ 地方税(地方税法附則第9条第13項、第14項、第15項、第16項及び第17項)
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業人材政策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度から令和4年度まで
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度 創設: 所得拡大促進税制(給与等支給額の平成24年度からの増加額の10%を税額控除)の創設。適用期限は平成27年度末。 ・ 平成26年度 拡充及び延長: 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の2年延長。 ・ 平成27年度 拡充: 給与等支給額の総額増加要件の緩和 ・ 平成29年度 拡充: 給与等支給額の平均額増加要件の厳格化 ・ 平成30年度 創設: 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制(給与等支給額の前年度からの増加額の15%又は20%を税額控除)の創設。適用期限は令和2年度末。 ・ 令和2年度 見直し: 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現行の「賃上げ・生産性向上のための税制」は、「賃上げ」と「設備投資」という2つの要件を通じて、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現を図るといふ政策目的の下、平成30年度から3年間の適用期限で運用をされてきたもの。賃上げについては平成26年度以降7年連続で賃上げの流れが継続し、本税制の効果もあり毎年2%程度の高水準の賃上げを実現(※1)。また、設備投資についても、これまで継続して増加傾向にある(※2)。</p>

	<p>その一方で、今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さを踏まえれば、企業においてはまずは、雇用の維持や事業の継続のための人材の確保といった足元の喫緊の課題への対応が第一にあり、その上で、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業の変革や新たなビジネスモデルの構築に向けた給与を含めた人材投資の下支え・拡充を図っていくことが必要。</p> <p>現下の世界・日本経済の状況や企業の経営環境は大きく変化しており、その変化も踏まえた見直しが必要。世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの数年の間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資を図っていくことが必要である。</p> <p><参考> ※1…日本労働組合総連合会「春季生活闘争による賃上げ率」に基づく。 ※2…財務省「法人企業統計調査」に基づく。</p>
--	---

10	<p>《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月閣議決定）（抜粋）</p> <p>① 第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 4. 「新たな日常」の実現 (iii) 「人」・イノベーションへの投資の強化 「新たな日常」の実現に向けた社会変革の推進力となる人材が従来に増して必要となっていることから、教育の充実により、課題設定・解決力や創造力を発揮できる人材育成を推進する。また、科学技術・イノベーションを加速し、生産性向上を通じた経済成長を実現する。デジタル化・人的資本形成・イノベーションの3分野、いわゆる無形資産への投資を強力に推進することが、将来の成長の鍵となる。</p> <p>② 第3章 「新たな日常」の実現 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現 (2) 所得向上策の推進、格差拡大の防止 経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、（中略）</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的的位置付け</p> <p>経済成長 経済基盤、新陳代謝</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標①：一般労働者（常用労働者（期間を定めずに雇われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者）のうち、パートタイム労働者（1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数がその事業所の一般の労働者より短い者）以外の労働者をいう。）における入職率（常用労働者数に対する入職者数の割合）が、2019年度の11.9%より上回ること。 （※各用語の定義は厚生労働省「雇用動向調査」に基づく）</p> <p>達成目標②：大企業（従業員300人以上）における常用労働者（期間を定めずに雇われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者）1人当たりの1か月あたりの教育訓練投資額が、2019年度の2.0万円より上回ること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。産業構造の変化を見据えた企業の事業の変革に向けては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が不可欠であり、外部専門人材の獲得による給与額の増加及び社内人材の育成強化による教育訓練費の増加を促すことにより、企業の多様な人材投資を下支えし、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた企業の事業変革の実現が図られる。</p>
--	---

有効性等	①: 適用数	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度: 3,645 件 平成 30 年度: 2,843 件 令和元年度: 2,758 件 令和2年度: 2,383 件 令和3年度: 精査中 令和4年度: 精査中
	②: 適用額	<p><法人税></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度: 2,034 億円 平成 30 年度: 1,547 億円 令和元年度: 1,385 億円 令和2年度: 1,716 億円 令和3年度: 精査中 令和4年度: 精査中 <p>※算出根拠は別紙参照のこと。</p>
	③: 減収額	<p><法人税></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度: 2,034 億円 平成 30 年度: 1,547 億円 令和元年度: 1,385 億円 令和2年度: 1,716 億円 令和3年度: 精査中 令和4年度: 精査中 <p>※算出根拠は別紙参照のこと。</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 25 年度の所得拡大促進税制の創設以降、2%程度の高水準の賃上げを達成しており、これまで堅調に推移している。</p> <p><参考> 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」2013年: 1.71%、2014年 2.07%、2015年: 2.20%、2016年: 2.00%、2017年: 1.98%、2018年 2.07%、2019年: 2.07%、2020年 1.90%</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 内閣府(※1)において、所得拡大促進税制の効果により、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で、マクロで 1.46 兆円相当の賃金引上げ効果があったとの試算がなされている。</p> <p><参考> ※1…第 2 回経済財政諮問会議(平成 29 年 2 月 15 日)において民間委員提出の資料 5-2「金融・物価集中審議に際して(参考資料)」に基づく。</p>

	⑤: 租税減を是認する理由等	新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資を図ることが必要である。
--	----------------	--

相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さは全国分け隔てなく影響するものであり、給与を含めた多様な人材投資を通じたウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業変革の実現という政策目標の達成のためには、産業問わず全ての企業を対象とした上で、全国遍く政策効果を行き渡らせる必要があるため、税制措置を講ずることが適当。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	雇用に係る税制として、厚生労働省の雇用促進税制においては、東京 23 区から本社機能を地方に移転する事業や地方において本社機能を拡充する事業について、一定の要件を満たした場合に法人税の税額控除を講じているが、本社機能の地方移転・地方分散化を促すという政策目的に照らしても、本税制とは位置付けが異なる。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さは全国分け隔てなく影響するものであり、全国遍く政策効果を行き渡らせる必要がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価: 平成 29 年 8 月(H29 経産 03)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産02）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置 (-)							
措置内容	平成30年度時点	-							
	令和元年度税制改正以後	-							
	令和2年度税制改正以後	-							
政策目的		自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図ること。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税						
関係条項		-							
要望内容		我が国における事業再編の円滑化を図るため、株対価M&Aの課税繰延べ措置の創設を要望する。							
創設年度	-	過去の政策評価の実績			-			区分	新設

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）は、政策目的（自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。これにより、大企業（TOP I X500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す。（参考：米国・欧州のROA平均は、4.8%、TOP I X500のROA平均は3.3%（2019年度））</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（大企業（TOP I X500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないことから、より適切な達成目標を設定する必要があるため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、将来の適用数を現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、将来の減収額を現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）は、政策目的（自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 株式対価M&Aにより、手元資金を確保または事業再編以外の用途に回しつつ、大規模な事業再編が可能になるなど、攻めの投資戦略の中で、企業の選択肢を増やすことが出来る。また、買収される株主（対象会社株主）は、事業再編後も両社のシナジー発揮により企業価値を向上させるインセンティブが働く。 税制措置を通じて、株式交付制度を活用した株式対価M&Aを促進し、大企業（TOP I X500）のROAを2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指すという目標を達成する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目(1)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「税制措置を通じて、株式交付制度を活用した株式対価M&Aを促進し、大企業（TOP I X500）のROAを2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指すという目標を達成する」との説明では、達成目標（大企業（TOP I X500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税5(自動連動))
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	(所得税:外)(国税4) (個人住民税:外)(地方税5(自動連動))
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 令和元年12月に成立した改正会社法において、自社株式等を対価とするM&Aについて、新たに「株式交付制度」が創設されたことを受け、我が国における事業再編の円滑化を図るため、株対価M&Aの課税繰延べ措置の創設を要望する。 《関係条項》 —
	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業組織課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:令和3年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	期限を定めない措置
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国企業の「稼ぐ力」は改善傾向にあるものの、欧米企業と比べると未だ劣後してしまっている状況。そのような中、日本企業の収益力を向上させていくためには、①多角化・大企業のポートフォリオ経営とグループガバナンスの強化、②産業の新陳代謝の促進によるベンチャー企業の台頭、③大規模なM&A等を通じたオープン・イノベーションを促進することが求められる。 また、第4次産業革命が進展し、産業構造が変革する中において、上記の取組を通じ、成長を実現するためには、自社既存事業において人材や技術に投資するだけでは、対応しきれない。企業が変化に対応し、持続的に成長をするためには、M&Aにより外部の資源を機動的に取り込むことで、成長の加速、時間の短縮を図ることが重要である。 このための取組の一つとして、自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。
	①: 政策目的及びその根拠	

		《政策目的の根拠》 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 4. オープン・イノベーションの推進 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スピンオフを含む事業再編の促進 ・既存企業がイノベーションを成功させるためには、①新規事業の実験と行動(知の探索)と、②既存事業の効率化と漸進型改善(知の深化)の両者を同時に行う「両利き経営」(オリイリー&タッシュマン(2016))が必要との指摘がある。 ・大企業をはじめとする既存企業が「両利き経営」を行いやすくするため、①スタートアップ企業のM&Aなどによる連携促進や、②スピンオフを含む事業再編の環境整備を図る必要がある。 (略) ・自社株対価M&Aについて、グローバルなイコールフットイング確保の観点から、2019年に創設された「株式交付制度」の活用を促進するための制度的対応を検討し2021年度の実施を目指す。	
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、我が国企業・経済の更なる成長を図る。
10	有効性等	①: 適用数	—
		②: 適用額	—
		③: 減収額	—

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>企業が成長を続けていくためには、事業ポートフォリオの組み替えが重要な経営課題だが、我が国における事業再編の現況は、特に大規模な事業再編が少ない傾向にある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和元年12月に成立した改正会社法において「株式交付制度」が創設されたことに伴い、課税繰延べ措置の創設することで、事業再編を円滑化する。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、国全体として、限られた経営資源を適切に配分し、我が国企業の成長性・収益性の向上につながる効果がある。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>株式対価 M&A を行う際に株主課税が生じると、M&A 自体が不成立になるリスクが高まることから、事実上選択肢とならない。株式交付が活用されるために、事業再編の円滑化を後押しする政策的な税制措置として、株式交付を用いた株式対価 M&A における株主課税を繰り延べる税制上の支援措置を講じることは、その手法として妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、株対価 M&A の課税繰延べ措置を創設し、事業再編の円滑化を図ることは、我が国企業の成長に繋げることは地域経済の活性化にも繋がることから、これらを目的とする本税制措置は地方公共団体の協力について相当性を有する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産03）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長 (地域経済牽引事業の促進地域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	承認地域経済牽引事業者が、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において、特定事業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①40%（建物等は20%）の特別償却又は②4%（建物等は2%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	・平成31年4月1日以後に特定法人が一定の承認地域経済牽引事業の用に供した機械装置及び器具備品については特別償却割合を50%（改正前：40%）に、税額控除割合を5%（改正前：4%）に、それぞれ引上げ ・特定事業用機械等の基準取得価額の計算における適用投資額の上限を80億円（改正前：100億円）に引下げ					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の実施を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税			
関係条項		租税特別措置法第42条の11の2、第68条の14の3					
要望内容		課税特例要件のうち、事業の先進性に係る要件を、投資収益率・労働生産性に係る要件に改める。製品等のサプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を新たに追加する。措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H29	過去の政策評価の実績		H28経産16、H30経産02		区分	拡充・延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除											
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)								
H23	/															
H24																
H25																
H26																
H27																
H28																
H29									2	40,858	-	4,150	5	54,008	-	2,403
H30									73	7,866,858	60.6%	891,233	112	4,103,332	57.5%	48,168

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（2020～2024年度幾何平均））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行い、当面3年間で2,000社程度の支援を目指す）から新たな達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（2020～2024年度幾何平均））へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（2020～2024年度幾何平均））は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 常時従業者一人当たり付加価値額（労働生産性）変化額については、短期的には各年の景気動向等の外的要因による上下動があり得るため、評価期間に一定の幅を持たせ、2020～2024年度の幾何平均値として目標を設定しているものである。なお、2020～2024年度で毎年2%ずつ労働生産性が増加した場合にこの目標が達成されることに鑑みると、要望に係る本特例措置の適用期間（2021年度及び2022年度）について、各年度で2%以上の労働生産性の増加を目指すことが一つの目安となる。</p> <p>② 地域未来投資促進法の施行当初は、地域経済牽引事業計画が単純増加する局面であることから、地域経済牽引事業計画の承認件数を目標としてきたところである。（この目標について、令和2年8月末時点で承認済みの地域経済牽引事業計画は2,448件となり、既に達成された。）一方で、今後は、新規計画の承認と既存計画の事業期間（最長5年間の終了が同時並行的に発生する局面となるため、承認件数以外の政策目標で政策評価を行うことがより適切と考えている。</p> <p>新たな政策目標は、(1) 地方において人口減少や少子高齢化が進展しており、我が国経済の持続的な成長に向けては、地域の企業の労働生産性を高めることが重要であること、(2) 政府全体の政策体系と足並みを揃えつつ、地域全体の稼ぐ力を高める観点が必要であることを踏まえたものである。（この旨を事前評価書に追記した。）</p> <p>③ 当該目標の評価対象となる企業は地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者に限定されており、さらに、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者の大半が本特例措置を活用することから、本特例措置の有効性等を十分に明らかにできる目標であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に別紙として追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に別紙として追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 別紙における「前年度までの実績に加え、サプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型の追加による件数増加を踏まえて推計」との説明では、将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に別紙として追記した。</p> <p>② 事前評価書に別紙として追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙における「課税特例の適用に関する主務大臣の確認による設備投資額の実績等に基づく推計」との説明では、令和元年度の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に別紙として追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 別紙における「課税特例の適用に関する主務大臣の確認による設備投資額の実績等に基づく推計」及び「課税特例の適用に関する主務大臣の確認による設備投資額の実績等に基づき、コロナウイルス感染症による設備投資額の減少を踏まえて推計」との説明</p>

では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行い、当面3年間で2,000社程度の支援を目指す）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域経済牽引事業計画の承認計画数は令和2年8月31日時点で2,448件となっており、本特例措置の支援等により目標が達成された。</p> <p>地域経済牽引事業計画の承認を受けた者が希望する各種支援措置の中でも、本特例措置は最もニーズの高いものとなっており（2,448件中1,843件が本特例措置の適用を希望している。）、本特例措置は目標達成に大きく寄与したと考えられる。（この旨を事前評価書に追記した。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行い、当面3年間で2,000社程度の支援を目指す）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、「地域経済牽引事業計画の承認を受けた者が希望する各種支援措置の中でも、本税制措置は最もニーズの高いものとなっており（2,448件中1,843件が本税制措置の適用を希望している。）、本税制措置は目標達成に大きく寄与したと考えられる」との説明では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（2020～2024年度幾何平均））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置により地域経済牽引事業としての積極的な設備投資等が実現し、生産工程の効率化等が進めば、当該企業の労働生産性の増加につながる。さらに、今回の税制改正においては、事業の先進性に係る要件を労働生産性等に係る要件に改めることを要望しており、労働生産性を高める設備投資を誘導することを目指しているところである。上記の点を踏まえると、本税制措置は達成目標の実現に有効な手段である。（この旨を事前評価書に追記した。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)の規定に基づき都道府県が承認した承認地域経済牽引事業のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業者が、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設・設備を新設・増設した場合に、当該新設・増設に伴い新たに取得等した機械装置・器具備品については取得価額の40%の特別償却又は4%の税額控除(上乗せ要件を満たした場合にあっては、取得価額の50%の特別償却又は5%の税額控除)、建物及びその附属設備・構築物については取得価額の20%の特別償却又は2%の税額控除ができることとする。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置の適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。 地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準について、以下のとおり改正する。 <ol style="list-style-type: none"> 課税特例の要件のうち、事業の先進性に係る要件を、投資収益率・労働生産性に係る要件に改める。 課税特例の要件として、製品等のサプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を新たに追加する。 <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の4、第42条の11の2、第68条の14の3 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の11の2、第39条の44の3 地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項4号、第292条第1項第4号、附則第8条第5項、附則第8条第6項
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成29年度～令和4年度

7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設 平成31年度 延長・拡充(地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業(付加価値増加率が一定以上)について、「機械装置・器具備品」の税額控除額又は特別償却額の上乗せ)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の実施を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域未来投資促進法 第1条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 経済財政運営と改革の基本方針2020[令和2年7月17日閣議決定] 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く <ol style="list-style-type: none"> 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4)消費など国内需要の喚起 (略)サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。また、行政のデジタル化の抜本的な加速やスタートアップの促進を通じて、生産性を引き上げつつ、「新たな日常」に対応した新しい財やサービスの創出につながる民間の投資やイノベーションを引き出す取組を強力に進める。このため、(略)税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。(略) 第3章 「新たな日常」の実現 <ol style="list-style-type: none"> 「新たな日常」が実現される地方創生 (2)地域の躍動につながる産業・社会の活性化 ③ 中堅・中小企業・小規模事業者への支援 働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げの流れの継続、インボイスの円滑な導入、DXの進展、目下のコロナ危機など、相次ぐ制度改正や社会変革に対応するため、以下の取組を推進し、世界に冠たる地域の価値創造企業を生み出す。 中小企業から中堅企業への成長阻害要因の除去による企業規模拡大や、付加価値増大によって生産性向上を後押しする。(略)

	<p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○ まち・ひと・しごと創生基本方針 2020 [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 第 2 章 政策の方向 1. 地域経済・生活の再興 (1)雇用の維持と事業の継続 (略)事業を継続できるよう、地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上を支援するなど、地域の経済・雇用を支える中堅・中小企業に対する支援を強化する。(略)</p> <p>第 3 章 各分野の政策の推進 1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする (1)地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 ① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化 i 地域企業の成長に向けた支援 地域経済の主な担い手である中小企業の実現とともに、地域未来牽引企業に対する重点支援等により、地域の経済・雇用を支える中堅・中小企業の成長を実現し、地域の稼ぐ力を高める。 【具体的取組(抜粋)】 (b)地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援 ・改正された地域未来投資促進法により、生産性向上を志向する中小企業に対する海外展開支援を強化するとともに、中堅企業へと成長することができる環境を整備する。 ・感染症の拡大により、供給が止まり完成品の組立に支障が生じる自動車等の部品や、世界的な需要拡大の中で 国内での供給量が制限されているマスク等について、国内投資促進事業等により、生産拠点などの建物の新増設や設備の導入を支援し、国内におけるサプライチェーンの強靱化を推進する。</p> <p>○ 成長戦略フォローアップ [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性 向上 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)中小企業・小規模事業者の生産性向上 ③ 中小企業の成長を促す環境の整備等(抜粋) ・中小企業に対し成長段階に応じた支援が行えるようにし、事業規模拡大や生産性向上を進め、中堅企業以上に成長するよう促す。(略) ・(略)中小企業成長促進法により新設される「みなし中小企業」規定を踏まえ成長や将来的な株式公開等を促す。(略)</p> <p>⑥ 海外展開の促進と国内外サプライチェーンの強靱化(抜粋) ・新型コロナウイルス感染症の影響により、供給に支障が生じた部品産業や国内供給が不足する医療物資産業等について国内投資促進事業等により生産拠点等の新増設や設備の導入支援等を行うなどし、国内外におけるサプライチェーンの強靱化を推進する。</p> <p>中小企業・地域経済 地域産業</p>
--	----------------------------	--

<p>re 有効性等</p>	<p>③：達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年 2%以上(2020～2024 年度幾何平均)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、地域経済牽引事業における積極的な設備投資等を促すことを通じて、当該事業を実施する企業の成長を実現することや労働生産性を高めることは、地域全体の稼ぐ力を高めることに繋がっており、本税制措置の政策目的である地域の成長発展の基盤強化に寄与するものである。</p> <p>①：適用数 ○適用件数 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>185</td> <td>185</td> <td>185</td> <td>218</td> <td>218</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙参照</p> <p>②：適用額 ○適用額 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0.9</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙参照</p> <p>③：減収額 ○減収額 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0.59</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.04</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.03</td> <td>5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙参照</p> <p>④：効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ・所期の達成目標については、「地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行い、当面 3 年間で 2,000 社程度の支援を目指す」としていたところである。地域経済牽引事業計画の承認計画数は令和 2 年 8 月 31 日時点で 2,448 件となっており、本税制措置の支援等により目標が達成された。地域経済牽引事業計画の承認を受けた者が希望する各種支援措置の中でも、本税制措置は最もニーズの高いものとなっており(2,448 件中 1,843 件が本税制措置の適用を希望している。)、本税制措置は目標達成に大きく寄与したと考えられる。 ・企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率 2.62%(2013 年～2018 年の 5</p>	年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	適用件数	7	185	185	185	218	218	年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	適用額	0.9	120	80	80	80	80	年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	法人税	0.59	50	50	50	50	50	法人住民税	0.04	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	法人事業税	0.03	5	2.5	2.5	2.5	2.5
年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4																																																				
適用件数	7	185	185	185	218	218																																																				
年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4																																																				
適用額	0.9	120	80	80	80	80																																																				
年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4																																																				
法人税	0.59	50	50	50	50	50																																																				
法人住民税	0.04	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5																																																				
法人事業税	0.03	5	2.5	2.5	2.5	2.5																																																				

		<p>年幾何平均)</p> <p>○達成目標の変更理由 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和2年8月31日時点で2,448件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。 また、政府全体の政策体系の中で、地域の成長発展の基盤強化に係る政策目標として以下が掲げられている。</p> <p>○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」〔令和元年12月20日閣議決定〕 【重要業績評価指標】 (1)地域資源・産業を活かした地域の競争力強化(抜粋) ■企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率 年2%以上(2020～2024年度幾何平均)</p> <p>地域未来投資促進法の施行当初は、地域経済牽引事業計画が単純増加する局面であることから、地域経済牽引事業計画の承認件数を目標としてきたところである。一方で、今後は、新規計画の承認と既存計画の事業期間(最長5年間)の終了が同時並行的に発生する局面となるため、承認件数以外の政策目標で政策評価を行うことがより適切と考えられている。</p> <p>(1)地方において人口減少や少子高齢化が進展しており、我が国経済の持続的な成長に向けては、地域の企業の労働生産性を高めることが重要であること、(2)政府全体の政策体系と足並みを揃えつつ、地域全体の稼ぐ力を高める観点が必要であることを踏まえ、達成目標を「企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率:年2%以上(2020～2024年度幾何平均)」に変更する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 政策目標に対する進捗状況を見ると、「企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率」は、2013年～2018年の5年幾何平均で年2.62%となっており、感染症の影響の下で、引き続き同程度の伸び率を維持できるかは予断を許さない状況にある。 本税制措置により地域経済牽引事業としての積極的な設備投資等が実現し、生産工程の効率化等が進めば、当該企業の労働生産性の増加につながる。さらに、今回の税制改正においては、事業の先進性に係る要件を労働生産性等に係る要件に改めることを要望しており、労働生産性を高める設備投資を誘導することを目指しているところである。上記の点を踏まえると、本税制措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中で、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在しているなど、</p>
	<p>⑤: 税収減を是認する理由</p>	

	<p>等</p>	<p>依然として厳しい状況にある。このような状況の下、我が国経済を持続的に成長させるためには、地域経済を牽引する事業を創出し、当該事業が地域経済を牽引することを通じて、地域全体の稼ぐ力を高めることが重要である。 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、雇用者数の増加等を通じた地域への経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。このため、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して課税の特例を措置し、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきた。本税制措置に対する企業のニーズは大きい中、引き続き、本税制措置により地域経済牽引事業を支援し、地域の成長発展の基盤強化を図る必要性は大きい。 また、各地域においては、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響により、今後の事業実施の見通しが不透明な状況となっており、投資計画の見直しを余儀なくされる事業者も増加している。とりわけ、雇用の下支え等の地域への経済的効果を有する地域経済牽引事業への投資の縮小・中止は、地域全体の景気低迷を招くおそれが高い。したがって、感染症の影響から地域経済を回復させていくためには、地域経済牽引事業への積極的な投資を強力に推進していくことが求められている。 以上を踏まえると、本税制措置の適用期限を延長することにより、引き続き、地域経済牽引事業に対する支援を行うことが必要である。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>本税制措置の適用を受けるためには、事業者の策定する事業計画に関して、 ・地域未来投資促進法に基づき、都道府県及び市町村が基本計画において定める事業実施に当たって生かすべき地域の特性等の事項に適合し、かつ、高い付加価値額の創出等が見込まれるもの(地域経済牽引事業計画)として、都道府県の承認を受けた上で、 ・地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。 これは、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち、更に地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限って課税の特例措置を設定しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。 また、どのような業種・分野・企業形態が地域経済を牽引するかを国が一律に決定することは困難であることから、都道府県及び市町村が基本計画において定める事業実施に当たって生かすべき地域の特性等の事項に適合し、かつ、高い地域経済牽引効果が認められる事業については、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当である。 地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和などの政策手段を講じて集中的な支援を行うこととしている。具体的な支援措置としては、本税制のほか、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、日本政策金融公庫による融資制度等を設けている。</p>

		<p>地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一定未満の地方公共団体が地方税(固定資産税、不動産取得税)について課税免除等の措置をした場合に、その減収額の一部を補填するものである。この措置は、地方公共団体が地域経済牽引事業を積極的に支援できるよう、国が地方公共団体に対して支援を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。</p> <p>また、日本政策金融公庫による融資制度は、日本政策金融公庫が地域経済牽引事業者に対して長期かつ固定金利での融資を行うものである。この措置は、地域経済牽引事業の実施に係る事業者の資金調達の円滑化を図るため、国が日本政策金融公庫に対して、金利引き下げ分の一部補填等を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに沿った地域経済牽引事業計画に基づく、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業について課税の特例措置を講じるものであり、本税制を活用することによって、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業に関する設備投資が促されることから、地方公共団体が協力する相当性を有する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 経産 02)

適用件数、適用額及び減収額に関する算定根拠

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	7 件	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)	特別償却 2 件 税額控除 5 件
②適用額	0.9 億円	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)	特別償却 0.4 億円 税額控除 0.5 億円
③減収額	0.66 億円		④+⑤+⑥
④法人税	0.59 億円	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく推計	特別償却 0.09 億円 税額控除 0.50 億円
⑤法人住民税	0.04 億円	0.59 億円×7.0%	④×税率
⑥法人事業税	0.03 億円		⑦+⑧+⑨
⑦所得割	0.012 億円	0.4 億円×3.1%	②(特別償却)×税率
⑧地方法人特別税	0.010 億円	0.012 億円×83%	⑦×税率
⑨付加価値割	0.003 億円	0.4 億円×0.8%	②(特別償却)×税率

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	185 件	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)	特別償却 73 件 税額控除 112 件
②適用額	120 億円	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)	特別償却 79 億円 税額控除 41 億円
③減収額	58.5 億円		④+⑤+⑥
④法人税	50 億円	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく推計	特別償却 9 億円 税額控除 41 億円
⑤法人住民税	3.5 億円	50 億円×7.0%	④×税率
⑥法人事業税	5.0 億円		⑦+⑧+⑨
⑦所得割	2.4 億円	79 億円×3.1%	②(特別償却)×税率
⑧地方法人特別税	2.0 億円	2.4 億円×83%	⑦×税率
⑨付加価値割	0.6 億円	79 億円×0.8%	②(特別償却)×税率

○令和元年度～令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	185 件	前年度と同程度と推計	特別償却 73 件 税額控除 112 件
②適用額	80 億円	課税特例の適用に関する主務大臣の確認による設備投資額の実績等に基づく推計	特別償却 39 億円 税額控除 41 億円
③減収額	56.0 億円		④+⑤+⑥
④法人税	50 億円	39 億円×23.2%+41 億円	特別償却 9 億円 税額控除 41 億円
⑤法人住民税	3.5 億円	50 億円×7.0%	④×税率
⑥法人事業税	2.5 億円		⑦+⑧+⑨
⑦所得割	1.2 億円	39 億円×3.1%	②(特別償却)×税率
⑧地方法人特別税	1.0 億円	1.2 億円×83%	⑦×税率
⑨付加価値割	0.3 億円	39 億円×0.8%	②(特別償却)×税率

○令和3年度～令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	218 件	前年度までの実績に加え、サプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型の追加による件数増加を踏まえて推計	特別償却 86 件 税額控除 132 件
②適用額	80 億円	課税特例の適用に関する主務大臣の確認による設備投資額の実績等に基づき、コロナウイルス感染症による設備投資額の減少を踏まえて推計	特別償却 39 億円 税額控除 41 億円
③減収額	56.0 億円		④+⑤+⑥
④法人税	50 億円	39 億円×23.2%+41 億円	特別償却 9 億円 税額控除 41 億円
⑤法人住民税	3.5 億円	50 億円×7.0%	④×税率
⑥法人事業税	2.5 億円		⑦+⑧+⑨
⑦所得割	1.2 億円	39 億円×3.1%	②(特別償却)×税率
⑧地方法人特別税	1.0 億円	1.2 億円×83%	⑦×税率
⑨付加価値割	0.3 億円	39 億円×0.8%	②(特別償却)×税率

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産04）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業者等の法人税率の特例の延長 (中小企業者等の法人税率の特例)					
措置内容	平成30年度時点	中小企業者等の各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を15% (本則：19%)とする。 ※ 中小企業者等 ① 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）又は人格のない社団等 ② 一般社団法人等又はみなし公益法人等 ③ 公益法人等（②を除く。）又は協同組合等 ④ 特定の医療法人					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化すること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税				
関係条項		租税特別措置法第42条の3の2、第68条の8					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		H21	過去の政策評価の実績	H22経産14、H24経産10、H26経産01、H28経産11、H30経産04	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	677,525	2,354,068,767	-	16,290,156
H24	704,491	2,497,902,794	-	17,285,488
H25	744,488	2,711,225,102	-	18,761,677
H26	793,337	2,939,589,059	-	20,341,956
H27	843,278	3,183,786,828	-	17,447,152
H28	888,592	3,402,072,723	-	17,554,695
H29	931,720	3,617,463,415	-	18,666,111
H30	960,103	3,766,224,352	-	19,433,717

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）は、政策目的（中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する）よりも発展した内容を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか」との説明では、達成すべき水準が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、「中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか」との説明では、達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、「中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか」との測定指標では、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和元年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度の適用数について、平成30年度と同程度の適用が見込まれると仮定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数については、措置の延長を要望している令和4年度までの間、平成30年</p>

度と同程度を見込んでいる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和元年度の法人税及び平成29年度から令和元年度までの法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度の法人税の減収額は、平成30年度の減収額と同程度と想定している。平成29年度から令和元年度までの法人住民税については、同年度の法人税の減収額に法人住民税率の12.9%を乗じて算出している。適用額の出典は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度以降の法人税の減収額は、平成30年度の減収額（出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）と同程度を想定している。法人住民税については、その求めた法人税の減収額に法人住民税率7%を乗じて算出している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）は、政策目的（中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する）よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置には年間約32万円の法人税負担を軽減するという効果があるが、中小企業の自己資本比率の推移から本税制措置の効果を検討すると、リーマンショック前の水準である2007年度の26.8%から、2018年度は37.1%まで改善してきており、中小企業の経営基盤の強化に一定程度の役割を果たしているものと考えられる。他方で、中小企業全体の売上高について見てみると、リーマンショック前の水準に比して-30から-50兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）に対する過去の効果が年度ごとに把握</p>

されていないため、この点を課題とする。
 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）は、政策目的（中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する）よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 過去、本税制措置の効果もあって自己資本比率は改善してきており、引き続き本税制措置が講じられることとなれば、今後も一定程度自己資本比率の改善効果が見込まれる。他方で、売上高について見てみると、近時回復傾向にあるものの、リーマンショック前の水準に比して-30から-50兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、測定指標（中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか）に対する将来の効果（売上高）が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、「引き続き本税制措置が講じられることとなれば、今後も一定程度自己資本比率の改善効果が見込まれる」との説明では、測定指標（中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか）に対する将来の効果（自己資本比率）について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税15)、法人住民税:義(地方税15)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年800万円以下の所得金額の部分については税率を15%に軽減する。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 法人税法第66条 租税特別措置法第42条の3の2、第68条の8 租税特別措置法施行令第27条の3の2、第39条の38の2
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年8月
		分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度改正 創設(本則22%・租特18%)
		平成23年度改正 拡充(本則22%→19%、租特18%→15%)
		平成27年度改正 延長(租特19%→15%)
		平成29年度改正 延長(租特19%→15%)
		平成31年度改正 延長(租特19%→15%)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～5年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 事業環境整備

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ厳しい状況。 海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等、先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。
		①: 適用数 年800万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 ・平成26年度:793,337件 ・平成27年度:843,278件 ・平成28年度:888,592件 ・平成29年度:931,720件 ・平成30年度:960,103件 ・令和元年度:960,103件 ・令和2年度:960,103件 ・令和3年度:960,103件 ・令和4年度:960,103件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」
		②: 適用額 ・平成29年度:36,175億円 ・平成30年度:37,662億円 ・令和元年度:37,662億円 ・令和2年度:37,662億円 ・令和3年度:37,662億円 ・令和4年度:37,662億円 (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
		③: 減収額 法人税 ・平成29年度(19%→15%):1,447億円 ・平成30年度(19%→15%):1,506億円 ・令和元年度(19%→15%):1,506億円 ・令和2年度(19%→15%):1,506億円 ・令和3年度(19%→15%):1,506億円 ・令和4年度(19%→15%):1,506億円(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書) 法人住民税 ・平成29年度(19%→15%):187億円 ・平成30年度(19%→15%):194億円

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度(19%→15%):194 億円 ・令和2年度(19%→15%):105 億円 ・令和3年度(19%→15%):105 億円 ・令和4年度(19%→15%):105 億円
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の業況、資金繰りは急速に悪化しており、厳しい状況。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で 32 万円。 23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大 65.6 万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で 32 万円。 23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大 65.6 万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月(H30 経産 11)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産05）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)	所得拡大促進税制の見直し及び延長 (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（雇用人給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）)				
措置内容	平成30年度時点	(1) 国内雇用人に対して給与等を支給する場合において、①から③までの要件の全てを満たすときは、給与等支給増加額の15%（④の要件を満たすときは20%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。 ① 雇用人給与等支給額が前期の雇用人給与等支給額を超えること ② 継続雇用人給与等支給額が前期の継続雇用人給与等支給額の103%以上であること ③ 国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であること ④ 教育訓練費の額が前2年の教育訓練費の額の年平均額の120%以上であること (2) 中小企業者等が国内雇用人に対して給与等を支給する場合において、①及び②の要件を満たすときは、その中小企業者等の給与等支給増加額の15%（③及び④の要件を満たすときは25%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。 ① 雇用人給与等支給額が前期の雇用人給与等支給額を超えること ② 継続雇用人給与等支給額が前期の継続雇用人給与等支給額の101.5%以上であること ③ 継続雇用人給与等支給額が前期の継続雇用人給与等支給額の102.5%以上であること ④ 次のいずれかの要件を満たすこと イ 教育訓練費の額が前1年の教育訓練費の額の110%以上であること ロ 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと			
	令和元年度税制改正以後	従前どおり			
	令和2年度税制改正以後	・ 中小企業者等以外の法人が給与等の引上げ及び設備投資を行った場合に係る措置の適用要件のうち国内設備投資額に係る要件における当期償却費総額に乘ずる割合を、95%（改正前：90%）に引上げ ・ 地方活力向上地域等において雇用人の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直しの見直しに伴い、雇用人給与等支給増加重複控除額を見直し			
政策目的	賃上げによる所得拡大を促す税制措置を実施することで、消費の拡大による経済の好循環を作り出し、持続的な経済成長を図ること。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	所得税		
関係条項	租税特別措置法第42条の12の5、第68条の15の6				
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度	H25	過去の政策評価の実績	H25経産50、51、H28経産10、H29経産03	区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	/			
H24				
H25	10,874	42,001,405	16.7%	2,290,168
H26	78,261	247,788,961	14.6%	13,661,444
H27	90,594	277,407,538	10.2%	14,383,201
H28	99,134	318,412,523	11.0%	16,821,108
H29	120,977	384,881,109	8.7%	23,412,091
H30	131,201	352,528,277	7.9%	25,516,160

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	所得拡大促進税制の見直し及び延長		
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現）は、所得水準、消費動向及び経済状況という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・③ 達成目標（測定指標）の設定</p> <p>本税制措置が直接影響を及ぼす測定可能な指標として、適用企業における「本税制によるマクロの所得増加効果（額）」が考えられるが、数値目標については、2020年度の「経済財政運営と改革の基本方針（閣議決定令和2年7月17日）」で言及されており、コロナによる中小企業・小規模事業者の厳しい経営状況を踏まえると、現状において数値目標の設定は適当でない。</p> <p>《計算式》 本税制によるマクロの所得増加額＝税制適用額÷控除率（%）×本税制が賃上げ実施のきっかけとなった企業の割合（%） ※試算の基となる考え方 内閣府ディスカッションペーパーD P17-2「アベノミクスにおける賃金・所得関連施策の効果試算（2017.5）」による</p> <p>② 目標達成時期の明示 令和4年度末（2年間の措置により）まで</p> <p>（参考）「経済財政運営と改革の基本方針（閣議決定令和2年7月17日）」 経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持する。 他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和元年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成26年度から30年度まで）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度の適用数 平成30年度の適用件数（128,358件）に、平成29年度の適用数（117,332件）から平成30年度の適用数（128,358件）の増加率（128,358件÷117,332件≒109.4%）を乗じて令和元年度の適用数140,420件を推計。 ※なお、過去の適用数（資本金1億円以下）は、下記②を参照ください。</p> <p>② 現在の所得拡大促進税制の適用範囲が資本金1億円以下であることから、財務省「適用実態調査報告書」において資本金1億円以下の適用件数（単体法人・連結法人）の合計値を記載。 (例) 平成30年度分</p> <table border="1"> <tr> <th>資本金階級</th> <th>1,000万円以下</th> <th>3,000万円以下</th> <th>5,000万円以下</th> <th>1億円以下</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>単体法人</td> <td>91,860</td> <td>21,200</td> <td>8,471</td> <td>6,665</td> <td>128,196</td> </tr> <tr> <td>連結法人</td> <td>57</td> <td>17</td> <td>32</td> <td>56</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>91,917</td> <td>21,217</td> <td>8,503</td> <td>6,721</td> <td>128,358</td> </tr> </table> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>	資本金階級	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	合計	単体法人	91,860	21,200	8,471	6,665	128,196	連結法人	57	17	32	56	162	合計	91,917	21,217	8,503	6,721	128,358
資本金階級	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	合計																			
単体法人	91,860	21,200	8,471	6,665	128,196																			
連結法人	57	17	32	56	162																			
合計	91,917	21,217	8,503	6,721	128,358																			

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数 ・令和2年度分 153,616件 令和元年度の適用件数（140,420件（推計値））に、平成29年度の適用数（117,332件）から平成30年度の適用数（128,358件）の増加率（128,358件÷117,332件≒109.4%）を乗じて令和2年度の適用数153,616件を推計。</p> <p>・令和3年度分 121,977件 要件の見直し、企業へのアンケートによる対象となる企業のカバー率を踏まえ、令和3年度の適用数を121,977件と推計。</p> <p>・令和4年度分 133,443件 令和3年度の適用件数（121,977件（推計値））に、平成29年度の適用数（117,332件）から平成30年度の適用数（128,358件）の増加率（109.4%）を乗じて令和4年度の適用数133,443件を推計。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「要件の見直し、企業へのアンケートによる対象となる企業のカバー率を踏まえ、令和3年度の適用数を121,977件と推計」との説明では、令和3年度の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額（令和元年度の法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 過去の減収額（平成26年度から30年度までの法人税及び法人住民税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 過去の減収額（令和元年度の法人税及び法人住民税）
減収額は、適用数×給与等支給総額の増加額（単価）×控除率により算出。
（ただし、法人税額の20%が控除額の上限）

- 令和元年度の法人税の適用数 140,420件
「(2)過去の適用数>【経済産業省の補足説明】>①令和元年度の適用数」より、令和元年度の適用数140,420件と推計。
- 平成30年度適用事業者1社あたりの給与等支給総額の増加額（単価）11,101千円
※平成30年度において現行税制を利用した事業者の実績を基に、適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者の影響を除いたうえで算出
- 令和元年度の法人税の減収額（推計）2,164億円
a+b+c
a:基本要件適用事業者に係る適用額 759.4億円 (45,602社×11,101千円×税額控除率15%)
b:上乗せ要件適用事業者に係る適用額 388.8億円 (14,008社×11,101千円×税額控除率25%)
c:適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者に係る適用額 1,015.7億円 (80,810社)
※「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa~cの適用数を算出。
- 令和元年度の法人住民税の減収額（推計）279億円
令和元年度の法人税の減収額（推計）2,164億円×法人住民税率12.9%

② 過去の減収額（平成26年度から30年度までの法人税及び法人住民税）

- 法人税
現在の所得拡大促進税制の適用範囲が資本金1億円以下であることから、財務省「適用実態調査報告書」において資本金1億円以下の適用額（単体法人・連結法人）の合計値を記載。
（例）平成30年度 1,978億円

	(千円)				
資本金階級	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	合計
単体法人	64,081,273	42,270,484	33,702,147	52,624,841	192,678,745
連結法人	1,859,805	284,493	566,894	2,409,750	5,120,942
合計	65,941,078	42,554,977	34,269,041	55,034,591	197,799,687

- 法人住民税
総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」法人住民税の単体法人・連結法人の合計値を記載。
（例）平成30年度 255億円

(千円)			
項目	道府県民税	市町村民税	合計
単体法人	6,165,720	18,689,839	24,855,559
連結法人	163,870	496,731	660,601
合計	6,329,590	19,186,570	25,516,160

【点検結果】

① 「平成30年度において現行税制を利用した事業者の実績を基に、適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者の影響を除いたうえで算出」及び「「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa~cの適用数を算出」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）
減収額は、適用数×給与等支給総額の増加額（単価）×控除率により算出。
（ただし、法人税額の20%が控除額の上限）

- 令和2~4年度の法人税の適用数（推計）
令和2年度 153,616件
令和3年度 121,977件
令和4年度 133,443件
※「(3) 将来の適用数」を参照ください。
- 平成30年度適用事業者1社あたりの給与等支給総額の増加額（単価）11,101千円
※平成30年度において現行税制を利用した事業者の実績を基に、適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者の影響を除いたうえで算出
- 令和2年度の法人税の減収額（推計）2,367億円
a+b+c
a:基本要件適用事業者に係る適用額 830.7億円 (49,887社×11,101千円×税額控除率15%)
b:上乗せ要件適用事業者に係る適用額 425.3億円 (15,325社×11,101千円×税額控除率25%)
c:適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者に係る適用額 1,111.2億円 (88,404社)
※「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa~cの適用数を算出。
- 令和3年度の法人税の減収額（推計）1,952億円
a+b+c

a:基本要件適用事業者に係る適用額 623.4億円 (37,438社×11,101千円×税額控除率15%)
 b:上乗せ要件適用事業者に係る適用額 398.1億円 (14,343社×11,101千円×税額控除率25%)
 c:適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者に係る適用額 930.3億円 (70,196社)
 ※「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa~cの適用数を算出。

・令和4年度の法人税の減収額(推計) 2,135億円
 a+b+c
 a:基本要件適用事業者に係る適用額 682.0億円 (40,957社×11,101千円×税額控除率15%)
 b:上乗せ要件適用事業者に係る適用額 435.5億円 (15,691社×11,101千円×税額控除率25%)
 c:適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者に係る適用額 1,017.7億円 (76,795社)
 ※「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa~cの適用数を算出。

・令和2年度の法人住民税の減収額(推計) 166億円
 令和2年度の法人税の減収額(推計) 2,367億円×法人住民税率7.0%

・令和3年度の法人住民税の減収額(推計) 137億円
 令和3年度の法人税の減収額(推計) 1,952億円×法人住民税率7.0%

・令和4年度の法人住民税の減収額(推計) 149億円
 令和4年度の法人税の減収額(推計) 2,135億円×法人住民税率7.0%

【点検結果】
 ① 「平成30年度において現行税制を利用した事業者の実績を基に、適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者の影響を除いたうえで算出」及び「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa~cの適用数を算出」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現)のうち、経済の好循環の実現に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。

② 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現)のうち、個人の所得水準の改善に対する過去の効果(令和元年度)が把握されていない。

③ 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現)のうち、個人の所得水準の改善に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

④ 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現)のうち、消費拡大に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の

要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 経済の好循環の実現に対する過去の効果(定量)
 ※国内総生産(名目、年度)(内閣府 GDP統計)

年度	平成26	27	28	29	30	令和元
国内総生産(兆円)	518	533	537	548	548	552

② 個人の所得水準の改善に対する過去の効果(令和元年度)
 国税庁「民間給与実態統計調査」のうち長期時系列データ「2-1 給与所得者数・給与額・税額」の平均(H列)を参照願います。

③ 個人の所得水準の改善に対する過去の効果(本特例措置の直接的な効果)
 「1)達成目標」において、本税制措置が直接影響を及ぼす測定可能な指標として、適用企業における「本税制によるマクロの所得増加効果(額)」が考えられる。

《計算式》
 本税制によるマクロの所得増加額=税制適用額÷控除率(%)×本税制が賃上げ実施のきっかけとなった企業の割合(%)

※試算の基となる考え方
 内閣府ディスカッションペーパーD P17-2「アベノミクスにおける賃金・所得関連施策の効果試算(2017.5)」による

※「本税制が賃上げ実施のきっかけとなった企業の割合」については、中小企業庁が令和元年度に行った企業アンケート結果(現行税制分:39.4%、旧税制分:37.4%)を使用

《本件税制によるマクロの所得増加》

年度	マクロの所得増加額	摘要
平成26年度~29年度分	1.46兆円	内閣府により試算済み (内閣府経済財政諮問会議民間委員提出資料)
平成30年度分	0.69兆円	・現行税制分(平成30年4月1日事業年度開始事業分) 適用額40,482百万円÷控除率15%×本税制が賃上げのきっかけになった割合39.3%=106,063百万円 ・旧税制分 適用額157,318百万円÷控除率10%×本税制が賃上げのきっかけになった割合37.4%=588,369百万円
令和元年度分(推計)	0.57兆円	適用額2,164億円(推計)÷控除率15%×本税制が賃上げのきっかけになった割合39.3%=5,700億円
合計	2.72兆円	

④ 消費拡大に対する過去の効果(本特例措置の直接的な効果)
 消費拡大について、本特例措置の直接的な効果を把握することは困難。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

- ② 現時点において、当該資料では令和元年度の数値を確認することはできず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 評価書の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》欄において、個人の所得水準の改善に対する過去の効果として示されている平均給与及び雇用者報酬に対する直接的効果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】		
① 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。		
【経済産業省の補足説明】		
① 達成目標に対する将来の効果 「(1) 達成目標」において、本税制措置が直接影響を及ぼす測定可能な指標として、適用企業における「本税制によるマクロの所得増加効果（額）」が考えられる。		
《本件税制によるマクロの所得増加》		
年度	マクロの所得増加額	摘要
令和3年度	0.51兆円	適用額1,952億円（推計）÷控除率15%×本税制が賃上げのきっかけになった割合39.3%＝5,114億円
令和4年度	0.56兆円	適用額2,135億円（推計）÷控除率15%×本税制が賃上げのきっかけになった割合39.3%＝5,594億円
合計	1.07兆円	
【点検結果】		
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（令和2年度）が予測されていないため、この点を課題とする。 また、令和3年度及び4年度の適用額（推計）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。		

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	所得拡大促進税制の見直し及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税20) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税14)
		② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①及び②の要件を満たすときは、その中小企業者等の給与等支給増加額の15%(③及び④の要件を満たすときは25%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額を超えること</p> <p>② 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の101.5%以上であること</p> <p>③ 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の102.5%以上であること</p> <p>④ 次のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>イ 教育訓練費の額が前1年の教育訓練費の額の110%以上であること</p> <p>ロ 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと</p> <p>《要望の内容》</p> <p>経済の好循環のためには、企業が生み出した付加価値を従業員への給与に還元することを促し、所得の増加を通じた内需拡大を図ることが重要。</p> <p>他方で、足下では新型コロナウイルスにより中小企業の経営環境の悪化が続いており、賃上げはおろか、雇用の維持への懸念も広がっている状況。</p> <p>そのような中で、景気の早期回復を実現するためには、中小企業全体として雇用を守りつつ、地域の中小企業等での人材育成を促進し、賃上げによる所得の拡大を促す税制支援が引き続き必要。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税(租税特別措置法第10条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の6の4) ・法人税(租税特別措置法第42条の12の5、第68条の15の6、租税特別措置法施行令第27条の12の5、第39条の47) ・地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第13項
5	担当当局	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課

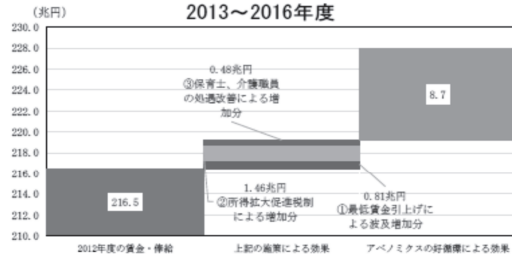
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成25年度 新設</p> <p>平成26年度 延長(平成29年度末まで)、拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等)</p> <p>平成27年度 拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和)</p> <p>平成28年度 拡充(雇用促進税制との併用禁止解除)</p> <p>平成29年度 拡充(中小企業に対する控除率の強化)</p> <p>平成30年度 延長(令和2年度末まで)、拡充(要件見直し、基準年度の撤廃)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>賃上げによる所得拡大を促す税制措置を実施することで、消費の拡大による経済の好循環を作り出し、持続的な経済成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)</p> <p>第2章 1. (4)消費など国内需要の喚起</p> <p>個人消費の回復に当たっては、様々な支援策の迅速な実行を通じて雇用と生活を守り抜くこと、そして検査体制の拡充や早期のワクチン・治療薬の開発・普及等を通じて感染リスクに対する国民の不安払拭に努めることに加え、ポストコロナ時代に向けて、デジタル化・リモート化の加速等を通じた生産性の向上と賃金上昇の下での自律的な消費拡大という好循環の実現が見通せるまでの間、政策的な需要の下支えを継続する。</p> <p>第3章 4. (2)所得向上策の推進、格差拡大の防止</p> <p>② 最低賃金の引上げ</p> <p>経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する。</p> <p>他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)(抜粋)(抜粋)</p> <p><経済の現状></p> <p>我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況に置かれている。回復を支えてきた内需のうち、個人消費はサービスを中心に、イベントの中止や自粛・外出控えにより、消費者マインドの悪化も相まって停滞に陥っている。</p>

		<p>(中略)</p> <p>こうした中、アベノミクスの下で改善を続けてきた雇用・所得環境については、本年春季労使交渉では賃上げ率が昨年より幾分低下したものの引き続き多くの企業がベアを実施する一方で、感染症の影響を強く受け、パート・アルバイト労働者の収入が減少している。また、事業者は雇用調整助成金の活用等で何とか雇用維持を図ろうとしている一方、影響の大きい産業を中心に、求人の減少、派遣契約や採用内定の取消等の動きが現れ始めている。収束後の経済の力強い回復の実現に向け、事業活動の継続を強気に支援し、何としても雇用と生活を守り抜かなければならない。</p>																																	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>																																	
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置により、賃上げを後押しすることで、中小企業全体の雇用者所得の拡大を実現し、目標である消費拡大・経済の好循環に寄与する。</p>																																	
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>74,186</td> <td>86,614</td> <td>95,347</td> <td>117,332</td> <td>128,358</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>10,186</td> <td>15,509</td> <td>15,335</td> <td>16,946</td> <td>17,032</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>140,420</td> <td>153,616</td> <td>121,977</td> <td>133,443</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>17,117</td> <td>17,203</td> <td>16,180</td> <td>16,261</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和元年度以降は推計値</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	法人税	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	所得税	10,186	15,509	15,335	16,946	17,032	年度	令和 1	2	3	4	法人税	140,420	153,616	121,977	133,443	所得税	17,117	17,203	16,180	16,261
年度	平成 26	27	28	29	30																														
法人税	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358																														
所得税	10,186	15,509	15,335	16,946	17,032																														
年度	令和 1	2	3	4																															
法人税	140,420	153,616	121,977	133,443																															
所得税	17,117	17,203	16,180	16,261																															
	② 適用額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>790</td> <td>1,050</td> <td>1,304</td> <td>1,815</td> <td>1,978</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>17</td> <td>35</td> <td>44</td> <td>55</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,164</td> <td>2,367</td> <td>1,952</td> <td>2,135</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>90</td> <td>116</td> <td>67</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和元年度以降は推計値</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	所得税	17	35	44	55	70	年度	令和 1	2	3	4	法人税	2,164	2,367	1,952	2,135	所得税	90	116	67	86
年度	平成 26	27	28	29	30																														
法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978																														
所得税	17	35	44	55	70																														
年度	令和 1	2	3	4																															
法人税	2,164	2,367	1,952	2,135																															
所得税	90	116	67	86																															

	③ 減収額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>790</td> <td>1,050</td> <td>1,304</td> <td>1,815</td> <td>1,978</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>137</td> <td>144</td> <td>168</td> <td>234</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>17</td> <td>35</td> <td>44</td> <td>55</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,164</td> <td>2,367</td> <td>1,952</td> <td>2,135</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>279</td> <td>166</td> <td>137</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>90</td> <td>116</td> <td>67</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※法人住民税は財務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和元年度以降は推計値</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	法人住民税	137	144	168	234	255	所得税	17	35	44	55	70	年度	令和 1	2	3	4	法人税	2,164	2,367	1,952	2,135	法人住民税	279	166	137	149	所得税	90	116	67	86																										
年度	平成 26	27	28	29	30																																																																			
法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978																																																																			
法人住民税	137	144	168	234	255																																																																			
所得税	17	35	44	55	70																																																																			
年度	令和 1	2	3	4																																																																				
法人税	2,164	2,367	1,952	2,135																																																																				
法人住民税	279	166	137	149																																																																				
所得税	90	116	67	86																																																																				
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われ、平均給与、雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。</p> <p>○賃上げの推進 ※春季生活闘争による賃上げ率(日本労働組合総連合会(連合)調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃上げ率(%)</td> <td>2.07%</td> <td>2.20%</td> <td>2.00%</td> <td>1.98%</td> <td>2.07%</td> <td>1.90%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃上げ率(%)</td> <td>1.67%</td> <td>1.71%</td> <td>1.72%</td> <td>1.71%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○雇用の確保 ※就業者(総務省 労働力調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業者(万人)</td> <td>6,371</td> <td>6,401</td> <td>6,465</td> <td>6,530</td> <td>6,664</td> <td>6,724</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業者(万人)</td> <td>6,298</td> <td>6,293</td> <td>6,280</td> <td>6,326</td> </tr> </tbody> </table> <p>○個人の所得水準の改善 ※平均給与(国税庁 民間給与実態統計調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均給与(万円)</td> <td>3,614</td> <td>3,612</td> <td>3,562</td> <td>3,671</td> <td>3,716</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均給与(万円)</td> <td>3,547</td> <td>3,583</td> <td>3,521</td> <td>3,595</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成 26	27	28	29	30	令和元	賃上げ率(%)	2.07%	2.20%	2.00%	1.98%	2.07%	1.90%	年	平成 22	23	24	25	賃上げ率(%)	1.67%	1.71%	1.72%	1.71%	年度	平成 26	27	28	29	30	令和元	就業者(万人)	6,371	6,401	6,465	6,530	6,664	6,724	年度	平成 22	23	24	25	就業者(万人)	6,298	6,293	6,280	6,326	年度	平成 26	27	28	29	30	平均給与(万円)	3,614	3,612	3,562	3,671	3,716	年度	平成 22	23	24	25	平均給与(万円)	3,547	3,583	3,521	3,595
年	平成 26	27	28	29	30	令和元																																																																		
賃上げ率(%)	2.07%	2.20%	2.00%	1.98%	2.07%	1.90%																																																																		
年	平成 22	23	24	25																																																																				
賃上げ率(%)	1.67%	1.71%	1.72%	1.71%																																																																				
年度	平成 26	27	28	29	30	令和元																																																																		
就業者(万人)	6,371	6,401	6,465	6,530	6,664	6,724																																																																		
年度	平成 22	23	24	25																																																																				
就業者(万人)	6,298	6,293	6,280	6,326																																																																				
年度	平成 26	27	28	29	30																																																																			
平均給与(万円)	3,614	3,612	3,562	3,671	3,716																																																																			
年度	平成 22	23	24	25																																																																				
平均給与(万円)	3,547	3,583	3,521	3,595																																																																				

		<p>※雇用者報酬(内閣府 GDP 統計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用者報酬(兆円)</td> <td>261</td> <td>265</td> <td>271</td> <td>276</td> <td>285</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用者報酬(兆円)</td> <td>253</td> <td>255</td> <td>254</td> <td>256</td> </tr> </tbody> </table> <p>○消費拡大 ※家計最終消費(除く持ち家の帰属家賃)(内閣府 GDP 統計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家計最終消費(兆円)</td> <td>242</td> <td>243</td> <td>241</td> <td>245</td> <td>247</td> <td>246</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家計最終消費(兆円)</td> <td>232</td> <td>233</td> <td>234</td> <td>243</td> </tr> </tbody> </table> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ・令和3年度減収見込額 1,952 億円 ↓ ・本税制によるマクロの所得増加額 5,114 億円 (令和3年度減収見込額 1,952 億円÷控除率 15%×本税制が賃上げ実施のきっかけとなったと回答した企業割合 39.3%(※令和元年度企業の雇状況等調査))</p> <p>※内閣府において、本税制の効果により平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で、マクロで 1.46 兆円相当の賃金引き上げ効果があったとの試算。(内閣府経済財政諮問会議民間委員提出資料より)</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	雇用者報酬(兆円)	261	265	271	276	285	年度	平成 22	23	24	25	雇用者報酬(兆円)	253	255	254	256	年度	平成 26	27	28	29	30	令和元	家計最終消費(兆円)	242	243	241	245	247	246	年度	平成 22	23	24	25	家計最終消費(兆円)	232	233	234	243
		年度	平成 26	27	28	29	30																																									
雇用者報酬(兆円)	261	265	271	276	285																																											
年度	平成 22	23	24	25																																												
雇用者報酬(兆円)	253	255	254	256																																												
年度	平成 26	27	28	29	30	令和元																																										
家計最終消費(兆円)	242	243	241	245	247	246																																										
年度	平成 22	23	24	25																																												
家計最終消費(兆円)	232	233	234	243																																												
⑤	<p>税収減を是認する理由等</p>	<p>《税収減を是認するような効果の有無》 賃上げを後押しし、経済の好循環を地域の中小企業にもたらす効果が期待される。</p>																																														

図表 2 賃金・所得関連施策の効果
2013～2016年度



(備考) 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)による推計。なお、①は最低賃金の引上げがパートタイム労働者の平均賃金を押し上げる効果を推計し、パートタイム労働者の平均賃金・年間労働時間及び常用雇用者数を用いて、マクロの増加額を算出。②は当該税制の適用額・減収見込み額及び税額控除率から、本税制の適用対象となった給与等支給増加額を求め、アンケート調査を利用し、当該税制が「賃上げの実施の判断を後押しした」と回答した企業の割合を乗じて算出。③は、保育士・介護職員については、一人当たり処遇改善額にそれぞれの人数を乗じて算出。2016年度の賃金・俸給は総雇用者所得の16年12月のまでの伸びを用いて、その他の数値は政府経済見通しの数値により延伸した。

11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国万遍なく政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>雇用と所得の拡大を通じて好循環を創り出す他の支援措置として、地方拠点強化税制(のうち雇用促進税制)がある。雇用促進税制の目的は、地方における本社機能の拡充や、東京等からの本社移転に併せた雇用の場の創出であり、地方創生・地方-都市間格差の是正の役割を担っている。 一方、本租税措置の目的は、雇用者の所得の拡大を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現であり、役割が異なる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う経済の好循環を地域の中小企業にもたらすことが重要。 そのため、地域全体として雇用を守りつつ、賃金の引き上げの環境整備は、地域を問わず取り組んでいくべき課題であるから、法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価:平成 29 年 8 月(H29 経産 03)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産06）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長 (-)					
措置内容	平成30年度時点	-					
	令和元年度税制改正以後	青色申告書を提出する法人で中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）等であるもののうち中小企業等経営強化法の認定を受けた同法の中小企業者に該当するものが、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和3年3月31日までの間に、特定事業継続力強化設備等の取得等をして、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定事業継続力強化設備等の取得価額の20%相当額の特別償却ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		地域のサプライチェーンの中核を担う企業をはじめ、多くの中小企業に取り組んでいただくことにより、自然災害等発生時における中小企業の事業の継続が可能となること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税			所得税			
関係条項		租税特別措置法第44条の2、第68条の20					
要望内容		防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象を拡充する。措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	R1	過去の政策評価の実績		H30経産08		区分	拡充・延長

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業が自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う事前対策については、発生する自然災害等の種類、規模などにより様々であることから、一律に定量的な達成目標を示すことは困難であり、中小企業全体が、災害時における地域のサプライチェーンの維持等に必要なる事業継続力の強化を図ることが重要である。</p> <p>② 上記①の補足説明に同様。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「令和元年7月から令和2年6月における『経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告』をもとに中小企業庁が作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置に必要となる中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定事務については、経済産業局への事務委任により実施しているところ。記載の「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」については、一定期間ごとに、新規に認定した事業継続力強化計画について、事業者ごとの概要（本税制措置を活用する対象設備の金額等を含む）や認定状況を報告するための様式に基づき、経済産業局より報告されるもの。したがって、当該経済産業局からの報告の合計値そのものが本税制措置の適用数であることから、過去の適用数についての算出根拠（計算式等）は存在しない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「令和元年7月から令和2年6月における『経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告』をもとに中小企業庁が作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 過去の適用数についての上記(2)を踏まえ、将来の適用数については、「令和元年度に</p>

における税制活用予定の件数（令和元年9月～令和2年3月（7ヶ月間））は、約210件であり、一ヶ月当たり約30件、「令和2年4月～6月（3ヶ月間）の税制活用予定件数は120件であり、一ヶ月当たり約40件」であることを考慮すると、年度ごとに一ヶ月当たりの税制活用予定の件数が約10件ずつ増加することを踏まえ、以下の算定根拠により計算している。

令和2年度：一ヶ月当たり40件 × 12ヶ月 = 480件
 令和3年度：一ヶ月当たり50件 × 12ヶ月 = 600件
 令和4年度：一ヶ月当たり60件 × 12ヶ月 = 720件

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、「令和元年7月から令和2年6月における『経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告』をもとに中小企業庁が作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(2)のとおり、記載の「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」においては、本税制措置を活用する対象設備等の金額等を含むことから、当該経済産業局からの報告の合計値そのものが本税制措置の適用額であることを踏まえ、以下の算定根拠により計算している。（20%は本税制措置の特別償却率、23.2%は法人税率） 令和元年度：18.2億円 × 20% × 23.2% = 約0.85億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、「令和元年7月から令和2年6月における『経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告』をもとに中小企業庁が作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額についての上記(4)も踏まえ、将来の減収額については、直近の経済産業局からの報告である令和元年9月～令和2年6月の本税制措置の活用を予定している事業継続力強化計画の認定をうけた事業者において、1者当たりの平均投資額が約900万円（約29億円÷約330者）であり、上記(3)の「将来の適用数」も活用し、以下の算定根拠により計算している。（20%は本税制措置の特別償却率、23.2%は法人税率） 令和2年度：43.2億円 × 20% × 23.2% = 約2.00億円 令和3年度：54.0億円 × 20% × 23.2% = 約2.51億円 令和4年度：64.8億円 × 20% × 23.2% = 約3.01億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進）の測定指標が示されておらず、達成目標に対する過去の効果を定量的に把握することができない。</p>

【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進）の測定指標が示されておらず、達成目標に対する将来の効果を定量的に予測することができない。
【経済産業省の補足説明】 ① 中小企業が自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う事前対策については、発生する自然災害等の種類、規模などにより様々であることから、一律に定量的な達成目標を示すことは困難であり、中小企業全体が、災害時における地域のサプライチェーンの維持等に必要な事業継続力の強化を図ることが重要である。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税21)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の20%の特別償却が適用できる。
		《要望の内容》 豪雨災害や台風等の昨今の激化する自然災害や新型コロナウイルス感染症への事前対策を強化するため、防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象を拡充するとともに、適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第11条の3 租税特別措置法施行令第6条の2 法人税 租税特別措置法第44条の2、第68条の20 租税特別措置法施行令第28条の5、第39条の52
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:令和元年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	令和元年度 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和2年度末まで)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国では、近年、全国各地で自然災害が頻発しており、多くの中小企業が被災している。とりわけ今年は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大のリスクも顕在化しており、こうした自然災害等のリスクは、個々の事業者だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼす恐れがあり、中小企業の自然災害等への事前対策の取組を促進する必要がある。 しかしながら、従来から自然災害等への備えとして、BCP(事業継続計画)の普及啓発を行っているが、「ノウハウがない」、「どのように策定してよいか分からない」との声が多くの中小企業の経営者から聞かれ

	<p>ており、BCPの策定が進まなかった背景がある。</p> <p>そこで経済産業省では、令和元年7月に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十一号)」を施行し、中小企業等経営強化法において、中小企業が策定した防災・減災対策にかかる実行性のある取組を「事業継続力強化計画」として経済産業大臣が認定する制度を創設した。令和2年6月末日までに、10,000件を超える計画を認定している。</p> <p>事業継続力強化計画は、中小企業が自社の自然災害等のリスクを認識し、防災・減災対策の第一歩目として取り組むために、必要な項目を盛り込んだものである。従来のBCPと比較して、より実行性のある取組とするため、簡潔な計画となっており、地域のサプライチェーンの中核を担う企業をはじめ、多くの中小企業に取り組んでいただくことにより、自然災害等発生時における中小企業の事業の継続が可能となることを目的とする。</p>
	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業等経営強化法第60条(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。</p> <p>(以下参考)</p> <p>・中小企業等経営強化法第2条第16項(定義)</p> <p>この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。</p> <p>・中小企業等経営強化法第3条(基本方針)</p> <p>主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>第3項 三 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順</p> <p>(2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置</p> <p>(3) 事業活動を継続するための資金の調達手段</p> <p>(4) 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百四十</p>

		<p>五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力</p> <p>(5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組</p> <p>ロ 連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 連携事業継続力強化における連携の態様</p> <p>(2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置</p> <p>(3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力</p> <p>(4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組</p> <p>ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項</p>										
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済</p> <p>経営安定・取引適正化</p>										
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>本税制を活用し、防災・減災設備導入を行った事業者に対してヒアリングを実施したところ、まだ当該設備の活用に至った事例は少ないが、令和2年7月豪雨の際にも、計画の策定等を通じて事前対策の有効性を実感したとの声があった。今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。</p>										
10: 有効性等	①: 適用数 (単位: 件)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>210</td> <td>480</td> <td>600</td> <td>720</td> </tr> </table> <p>(出典: 令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成、令和元年度は実績値、令和2年度以降は認定状況による推計値)</p>		令和1	2	3	4	適用件数	210	480	600	720
	令和1	2	3	4								
適用件数	210	480	600	720								
	②: 適用額 (単位: 億円)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>18.2</td> <td>43.2</td> <td>54.0</td> <td>64.8</td> </tr> </table> <p>(出典: 令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成、令和元年度は実績値、令和2年度以降は認定状況による推計値)</p>		令和1	2	3	4	適用額	18.2	43.2	54.0	64.8
	令和1	2	3	4								
適用額	18.2	43.2	54.0	64.8								

③: 減収額	(単位: 億円)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0.85</td> <td>2.00</td> <td>2.51</td> <td>3.01</td> </tr> </table> <p>(出典: 令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成、令和元年度は実績値、令和2年度以降は推計値)</p>		令和1	2	3	4	法人税	0.85	2.00	2.51	3.01																								
	令和1	2	3	4																																
法人税	0.85	2.00	2.51	3.01																																
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》	<p>中小企業強靱化法の施行(令和元年7月)以降、令和2年6月末までに10,000件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組への関心は確実に高まっている。</p> <p>更に、防災・減災設備投資を通じた実行性のある事業継続力強化計画の認定も増加傾向にあることから、中小企業の防災・減災のための設備投資の機運が高まっている。</p> <p>【事業継続力強化計画の認定状況】</p> <p>【令和元年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>認定月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>令和2年1月</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>19</td> <td>486</td> <td>1,737</td> <td>1,667</td> <td>266</td> <td>324</td> </tr> </table> <p>【令和2年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>認定月</td> <td>令和2年2月</td> <td>3月</td> <td>合計(令和元年度)</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>484</td> <td>937</td> <td>5,920</td> </tr> </table> <p>【令和2年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>認定月</td> <td>令和2年4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>合計(令和2年度)</td> <td>合計(累計)</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>1,353</td> <td>1,333</td> <td>1,852</td> <td>4,538</td> <td>10,458</td> </tr> </table> <p>(令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成、過年度申請及・確認及び、計画の変更があるため、今後も増加の可能性がある。)</p> <p>【本税制を活用した防災・減災設備投資の状況】</p> <p>令和元年9月から令和2年3月(7ヶ月間)における本税制を活用した設備投資額は、約18.2億円であり、令和2年4月から6月(3ヶ月間)における設備投資額は、約10.2億円となっており、中小企業の防災・減災関連の設備投資のニーズが顕在化している。</p>	認定月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年1月	認定件数	19	486	1,737	1,667	266	324	認定月	令和2年2月	3月	合計(令和元年度)	認定件数	484	937	5,920	認定月	令和2年4月	5月	6月	合計(令和2年度)	合計(累計)	認定件数	1,353	1,333	1,852	4,538	10,458
認定月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年1月																														
認定件数	19	486	1,737	1,667	266	324																														
認定月	令和2年2月	3月	合計(令和元年度)																																	
認定件数	484	937	5,920																																	
認定月	令和2年4月	5月	6月	合計(令和2年度)	合計(累計)																															
認定件数	1,353	1,333	1,852	4,538	10,458																															

対象設備の種類 (令和元年度)	発電設備等	止水板等の洪水対策設備	免震装置等の地震対策設備	その他	合計
設備投資金額 (百万円)	1,233.6	327.5	59.4	199.7	1,820.2

対象設備の種類	発電設備等	止水板等の洪水対策設備	免震装置等の地震対策設備	その他	合計
設備投資金額 (百万円)	637.7	142.1	15.0	196.2	991.0

対象設備の種類	発電設備等	止水板等の洪水対策設備	免震装置等の地震対策設備	その他	合計
設備投資金額 (百万円)	1,871.3	469.6	74.4	395.9	2,811.2

(令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成、過年度申請・確認及び、計画の変更があるため、今後も増減の可能性が有る。)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。
 本税制を活用し、防災・減災設備導入を行った事業者に対してヒアリ

		<p>ングを実施したところ、まだ当該設備の活用に至った事例は少ないが、令和2年7月豪雨の際にも、計画の策定等を通じて事前対策の有効性を実感したとの声があった。今後も自然災害が発生する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>税制を活用し、防災・減災設備導入を行った事業者に対してヒアリングを実施したところ、まだ当該設備の活用に至った事例は少ないが、令和2年7月豪雨の際にも、計画の策定等を通じて事前対策の有効性を実感したとの声があった。今後も自然災害が発生する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>現行制度は、特別償却の適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、本税制を利用するためには、中小企業等経営強化法に基づき、事業継続力強化計画の認定を受ける必要があり、国の指針に基づき、事業継続力の強化を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実行性の高い防災・減災対策の実行のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能としている。更に、設備を一定要件の下、明示的に限定することで、確実に防災・減災対策に資する設備投資の導入を促進すべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>令和元年7月に本税制の適用が開始されてからまだ間もなく、中小企業が行う設備投資の意思決定には時間がかかる点や、中小企業が行う豪雨災害などの自然災害や新型コロナウイルス感染症に資する事前対策の強化は、今後も喫緊の課題である点を踏まえ、本税制の対象に豪雨災害などの自然災害等を踏まえた設備を追加するとともに、適用期限を延長することで、より中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能となる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

	③：地方公共団体が協力する相当性	本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進することにより、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 経産 08)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産07）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制))				
措置内容	平成30年度時点	<p>(1) 試験研究費総額の6～10%（増減試験研究費割合に応じた税額控除割合）（平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度（特例年度）は6～14%）の税額控除（当期の法人税額の25%（特例年度において試験研究費割合が10%を超える場合にはその割合に応じ25%～35%）を限度）ができる。</p> <p>(2) 中小企業者等の試験研究費の額については、その総額の12%の税額控除（当期の法人税額の25%（特例年度において試験研究費割合が10%を超える場合にはその割合に応じ25%～35%）を限度）ができる。</p> <p>なお、特例年度において、増減試験研究費割合が5%を超える場合には、上記の12%の割合をその増減試験研究費割合に応じ12%～17%とするとともに、税額控除額の上限を当期の法人税額の35%とする。</p> <p>(3) 特別試験研究費総額の20%（特別試験研究機関等と共同して行う試験研究費等については30%）の税額控除（(1)(2)とは別枠で当期の法人税額の5%程度）ができる。</p> <p>(4) 平成20年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額のうち平均売上金額の10%を超える部分の金額について超過税額控除割合の税額控除（(1)～(3)とは別枠で当期の法人税額の10%を限度）ができる（(1)(2)の下線部分との選択適用）。</p>			
	令和元年度税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> 上記(1)の制度について、税額控除割合カーブの転換点を増減試験研究費割合8%にする等の見直しを行うとともに、試験研究費割合が10%を超える場合には税額控除割合を試験研究費割合に応じて割り増す措置を新設 上記(2)の制度について、増減試験研究費割合が5%を超える場合における特例の適用要件を増減試験研究費割合が8%を超える場合とし、試験研究費割合が10%を超える場合には税額控除割合を試験研究費割合に応じて割り増す措置を新設 上記(3)の制度について、対象となる特別試験研究費の範囲に一定の民間委託研究を追加する等の見直しを行うとともに、税額控除額の上限を当期の法人税額の10%（改正前：5%）に引上げ 上記(4)の制度を廃止（平成31年4月1日前に開始した事業年度について適用） 			
	令和2年度税制改正以後	研究開発税制のうち特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除制度について、対象となる特別試験研究に、特定用途医薬品、特定用途医療機器又は特定用途再生医療等製品に関する試験研究で、国立研究開発法人医療基盤・健康・栄養研究所から助成金の交付を受けてその対象となった期間に行われるものを追加			
政策目的	我が国の研究開発投資総額（平成30年度：19.5兆円）の約7割（同：14.2兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自立的なイノベーションエコシステムを構築すること。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	所得税		
関係条項	租税特別措置法第42条の4、第68条の9				
要望内容	企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、総額型の控除上限引上げを行うとともに、経済のデジタル化等に伴う研究開発手法の変化に合わせた制度の見直し等を行い、措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度	S42	過去の政策評価の実績	H22経産15、H23経産14、H24経産14、H25経産26、H26経産13、H28経産14、H30経産07、R1経産05	区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	9,895	339,473,038	-	4,290,904
H24	11,177	395,158,154	-	4,251,834
H25	12,703	623,974,697	40.9%	4,744,485
H26	12,080	664,865,200	36.4%	5,158,141
H27	12,081	614,210,324	31.9%	3,876,827
H28	12,262	592,586,049	31.8%	3,434,533
H29	11,956	666,007,068	28.6%	3,883,009
H30	10,241	621,574,235	26.1%	4,656,564

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要な有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
【経済産業省の補足説明】
① 政策目標についてはこれまで、「科学技術基本計画」に基づき、民間研究開発投資の対GDP比率を2020年頃までに3%以上とするという目標を、本税制の政策目標として設定していた。他方、現在の「科学技術基本計画」の対象期間が本年度までであることから、現在内閣府において次期「科学技術・イノベーション基本計画」策定の議論を行っており、研究開発投資に係る新たな政策目標については12月14日に行われる予定の第11回総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会において議論がなされる予定。本税制の政策目標は、左記委員会において議論された結果としてまさにこの次期「科学技術・イノベーション基本計画」において定められる目標となるものであるため、現段階において明示することは困難。今後、目標が設定され次第、早急に反映したい。
<参考：総合科学技術・イノベーション会議第8回基本計画専門調査会（令和2年9月10日）資料8「科学技術・イノベーション基本計画の策定に向けたスケジュール」> https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon6/8kai/siryo8.pdf
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和元年度の法人住民税）が把握されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 過去の減収額（令和元年度の法人住民税）については、まず、中小企業技術基盤強化税制部分に関しては、法人住民税割の税率が令和元年9月30日まで12.9%、令和元年10月1日以降7%であることから、令和元年度の法人税の減収額である309億円に期間按分してこの割合を乗じ、31億円とした。算出方法は以下の通り。 309億円（令和元年度の法人税額）×1/2（期間按分）×12.9%+309億円（令和元年度の法人税額）×1/2（期間按分）×7%=31億円 また、オープンイノベーション型の過去の減収額（令和元年度の法人住民税）については、中小企業技術基盤強化税制と同様の方法により算出し、0.37億円とした。算出方法は以下の通り。 3.7億円（令和元年度の法人税額）×1/2（期間按分）×12.9%+3.7億円（令和元年度の法人税額）×1/2（期間按分）×7%=0.37億円
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和2年度の法人住民税）が予測されていない。
② 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 将来の減収額（令和2年度の法人住民税）については、令和2年度の法人税の減収額に法人住民税割の税率である7%を乗じた額として予測し、中小企業技術基盤強化税制分12億円、オープンイノベーション型0.24億円とした。算出方法は以下の通り。 <中小企業技術基盤強化税制> 165億円（令和2年度の法人税額）×7%=12億円 <オープンイノベーション型> 3.4億円（令和2年度の法人税額）×7%=0.24億円
② 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税及び法人住民税）については、
(A) 総額型 令和3年度及び4年度における減収見込額の算出方法を明示するため、別紙1を修正したい。
(B) 中小企業技術基盤強化税制 (ア) 将来の減収額（令和3年度の法人税及び法人住民税） 将来の減収額（令和3年度の法人税）については、別紙1の11.で算出した経産省アンケートベースの減収額（令和3年度809百万円）に対し、経産省アンケート（R1）で得られた平成30年度データのカバー率（1,287百万円÷35,676百万円=3.61%）で割戻し、中小企業分として、22,424百万円を算出した上で、平成29年度及び平成30年度における資本金1億円以下の法人に対するそれ以外の法人の活用実績の割合である0.32%を乗じた額である72百万円を加算し、22,496百万円（225億円）とした。 将来の減収額（令和3年度の法人住民税）については、将来の減収額（令和3年度の法人税）である22,496百万円に法人住民税率である7%を乗じた額として算出し、16億円とした。
(イ) 将来の減収額（令和4年度の法人税額及び法人住民税） (ア) 将来の減収額（令和3年度の法人税及び法人住民税）で算出した方法と同様に算出し、将来の減収額（令和4年度の法人税）については、235億円、将来の減収額（令和4年の法人住民税）については16億円とした。具体的な算出方法は以下

<p>の通り。 <将来の減収額（令和4年度の法人税）> 842百万円（経産省アンケートベースの令和4年度の減収額（別紙1の11.ご参照）÷3.61%（経産省アンケート（R1）で得られた平成30年度データのカバー率×（100%+0.32%（平成29年度及び平成30年度における資本金1億円以下の法人に対するそれ以外の法人の活用実績の割合））=23,454百万円（235億円） <将来の減収額（令和4年の法人住民税）> 23,454百万円×7%=1,641百万円（16億円）</p> <p>(C)オープンイノベーション型 (A)総額型と同様に、令和3年度及び4年度における経産省アンケートベースでの減収見込額（49億円、50億円）を試算した。租税特別措置の適用実態調査によると、平成30年度のオープンイノベーション型の活用実績は、84億円であり、経産省アンケートで得られた平成30年度のオープンイノベーション型活用実績は、52億円であることから、カバー率を61.90%と算出した。 <カバー率：52億円÷84億円=61.90%> 経産省アンケートベースでの減収見込額（49億円、50億円）を、カバー率（61.90%）で割り戻して得られた額79億円、81億円を、令和3年度及び4年度の法人税の減収額とした。 <令和3年度の法人税の減収額：49億円÷61.90%=79億円> <令和4年度の法人税の減収額：50億円÷61.90%=81億円> 将来の減収額（法人住民税）については、将来の減収額（法人税）のうち資本金1億円以下の法人によるものの割合を令和2年度と同程度（4.4%）として令和3年度3.5億円、令和4年度3.6億円と見込み、法人住民税率である7%を乗じた0.25億円とした。なお、評価書では、旧税率である12.9%で計算した0.44億円と誤って記載していたので、評価書を修正したい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙1中「野村證券株式会社「2020～2021年度の企業業績見直し」（2020年9月）※における、業種ごとの対平成30年度比での経常利益の減少率及び試験研究費の減少率（便宜的に売上高の減少幅率を使用）」及び「経産省アンケートにおける平成30年度の法人税額と試験研究費」について、計算に用いた数値が明らかでないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。 ② 所期の達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>② 研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、研究開発税制（総額型）の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 「研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、研究開発税制（総額型）の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている」との説明では、本特例措置の直接的な効果が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 政策目標についてはこれまで、「科学技術基本計画」に基づき、民間研究開発投資の対GDP比率を2020年頃までに3%以上とするという目標を、本税制の政策目標として設定していた。他方、現在の「科学技術基本計画」の対象期間が本年度までであることから、現在内閣府において次期「科学技術・イノベーション基本計画」策定の議論を行っており、研究開発投資に係る新たな政策目標については12月14日に行われる予定の第11回総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会において議論がなされる予定。本税制の政策目標は、左記委員会において議論された結果としてまさにこの次期「科学技術・イノベーション基本計画」において定められる目標となるものであるため、現段階において明示することは困難。今後、目標が設定され次第、早急に反映したい。 <参考：総合科学技術・イノベーション会議第8回基本計画専門調査会（令和2年9月10日）資料8「科学技術・イノベーション基本計画の策定に向けたスケジュール」> https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon6/Skai/siryos8.pdf</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税 23) (法人住民税:義)(地方税 32)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。
		《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 具体的には、世界の産業構造が新型コロナウイルス感染症の影響もあり急速に変化しつつある中、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、総額型の控除上限引上げを行うとともに、経済のデジタル化等に伴う研究開発手法の変化に合わせた制度の見直し等を行う。 ○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化(国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化) ○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等) ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長(2年間延長(令和4年度末まで)) ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長(2年間延長(令和4年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長(2年間延長(令和4年度末まで)) 等 《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度

7	創設年度及び改正経緯		<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成26年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引上げる(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに適用期限の定めなし))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から20%又は30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設(令和2年度末まで)。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長(令和2年度末まで)
	8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化(国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化) ○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等) <p>(以上、適用期限の定めなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み <p>(以上、令和3年4月1日~令和5年3月31日(2年間))</p>
		9	必要性等

	<p>《政策目的の根拠》 ○統合イノベーション戦略 2020 [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 第三部 各論 第 3 章 知の社会実装 (3) 政府事業・制度等におけるイノベーションの推進 ○目標 <研究開発投資の促進> ・政府研究開発投資目標 (対 GDP 比 1% (第 5 期基本計画期間中の GDP の名目成長率を第 5 期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(2015 年 7 月 22 日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。)) 及び官民研究開発投資目標 (対 GDP 比 4%以上)の達成</p> <p><民間研究開発投資の促進> ○ 先進技術の社会実装等の促進に向け、AI 等ソフトウェアの研究開発及びそれを活用した新たなサービスの社会実装を強化するため、民間の研究開発投資を支援する関連制度等の見直しを検討する。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2020 (骨太の方針) [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 第 1 章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革 (2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進 ～略～また、科学技術・イノベーション政策では、創薬研究、デジタル化・リモート化や AI・ロボットなどの社会課題解決に資する分野を中核に据えて取り組む。その際、予算の質の向上を図りながら、官民連携による戦略的な研究開発投資を促進し、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現につなげる。～略～</p> <p>第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4) 消費など国内需要の喚起 ～略～このため、AI・量子技術・水素等の脱炭素など最先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。～略～</p> <p>○成長戦略フォローアップ[令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 4. オープン・イノベーションの推進 (2) 新たに講ずべき具体的施策 ① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進 ア) 企業発オープン・イノベーションの促進 ・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。</p> <p>○Beyond 5G 推進戦略 -6G へのロードマップ-[令和 2 年 6 月 30 日総務省] 4. Beyond 5G 推進戦略 4-2. 研究開発戦略</p>
--	---

		<p>(3) 具体的な施策 (研究開発税制による支援) 国の研究開発及び研究開発支援に加えて、民間による研究開発を強力に後押しするよう、研究開発税制において、デジタル関連の研究開発が十分に支援できているかを検証し、必要な改正を実施する。</p> <p>②: 政策体系における政策目的的位置付け 経済成長 技術革新</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が 3.0~3.4%増加した。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>10 有効性等 ①: 適用数 ○適用事業者(法人)数実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分)</p> <p><総額型> 平成 28 年度 3,568 法人(781 法人) 平成 29 年度 4,102 法人(1,186 法人) 平成 30 年度 3,822 法人(1,017 法人) 令和元年度 3,625 法人(965 法人)(見込み) 令和 2 年度 3,625 法人(965 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 28 年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成 29 年度 5,411 法人(5,391 法人) 平成 30 年度 5,690 法人(5,674 法人) 令和元年度 5,389 法人(5,374 法人)(見込み) 令和 2 年度 5,389 法人(5,374 法人)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 28 年度 397 法人(189 法人) 平成 29 年度 503 法人(234 法人) 平成 30 年度 580 法人(283 法人) 令和元年度 596 法人(291 法人)(見込み) 令和 2 年度 596 法人(291 法人)(見込み)</p> <p>※平成 28~30 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※令和元年度、令和 2 年度は、「令和 2 年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。</p>
--	--	---

○将来推計
 <令和3年度>
 ・総額型 3,625/事業年度
 ・中小企業技術基盤強化税制 5,389/事業年度
 ・オープンイノベーション型 596/事業年度

<令和4年度>
 ・総額型 3,625/事業年度
 ・中小企業技術基盤強化税制 5,389/事業年度
 ・オープンイノベーション型 596/事業年度

※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度、令和4年度は、令和2年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)
 業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成30年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	3,822	1,017
製造業	2,592	600
化学工業	480	78
機械製造業	357	100
電気機械	295	66
食料品	248	60
輸送用機械	225	21
金属製品	180	56
その他製造業	807	219
サービス業	450	175
卸売業	360	135
その他	420	107

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成30年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	5,690	5,302
製造業	3,605	3,602
化学工業	471	471
機械製造業	482	482
電気機械	450	450
食料品	342	341
輸送用機械	142	141

金属製品	414	414
その他製造業	1,304	1,303
サービス業	727	725
卸売業	855	852
その他	503	123

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成30年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	580	283
製造業	339	140
化学工業	79	25
機械製造業	38	15
電気機械	38	17
食料品	22	8
輸送用機械	29	6
金属製品	29	24
その他製造業	104	45
サービス業	96	67
卸売業	59	39
その他	86	37

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税課本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成30年度の適用は5人(適用金額0百万円)となっている。それ以前の平成28・29年度の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

②:適用額

【国税】
 ○減収額実績(うち、資本金1億円以下の法人分)
 <総額型>
 平成28年度 4,939億円(48億円)
 平成29年度 6,102億円(64億円)
 平成30年度 5,751億円(57億円)
 令和元年度 4,325億円(43億円)(見込み)
 令和2年度 3,803億円(38億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>
 平成28年度 260億円(257億円)
 平成29年度 297億円(296億円)
 平成30年度 357億円(357億円)
 令和元年度 309億円(308億円)(見込み)
 令和2年度 165億円(165億円)(見込み)

<p><オープンイノベーション型> 平成 28 年度 42 億円(1.6 億円) 平成 29 年度 81 億円(1.8 億円) 平成 30 年度 84 億円(3.7 億円) 令和元年度 85 億円(3.7 億円)(見込み) 令和 2 年度 78 億円(3.4 億円)(見込み)</p>	
<p>○将来推計 <令和 3 年度> ・総額型 5,387 億円 ・中小企業技術基盤強化税制 225 億円 ・オープンイノベーション型 79 億円</p>	
<p><令和 4 年度> ・総額型 5,846 億円 ・中小企業技術基盤強化税制 235 億円 ・オープンイノベーション型 81 億円</p>	
<p>※平成 28～30 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※令和元年度、令和 2 年度及び将来推計は、「令和 2 年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。</p>	
<p>【地方税】 ○減収額実績 <中小企業技術基盤強化税制> 平成 28 年度 34 億円 平成 29 年度 38 億円 平成 30 年度 46 億円 令和元年度 31 億円(見込み) 令和 2 年度 12 億円(見込み)</p>	
<p><オープンイノベーション型> 平成 28 年度 0.21 億円 平成 29 年度 0.24 億円 平成 30 年度 0.44 億円 令和元年度 0.37 億円(見込み) 令和 2 年度 0.24 億円(見込み)</p>	
<p>○将来推計 <令和 3 年度> ・中小企業技術基盤強化税制 16 億円 ・オープンイノベーション型 0.25 億円</p>	
<p><令和 4 年度> ・中小企業技術基盤強化税制 16 億円 ・オープンイノベーション型 0.25 億円</p>	

<p>※平成 28～30 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」により把握。 ※令和元年度、令和 2 年度及び将来推計は、国税における適用額の推計のうち、資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(7.0%)を乗じた数(令和元年度については適用額の半数を法人住民税率 12.9%として按分)を計上した。</p>		
<p>○業種別適用金額(実績) 業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及びオープンイノベーション型(化学工業)の割合が高くなっている。 総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が 24.0%と非常に高いこと、また、オープンイノベーション型については、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が 19.1%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に進めているためと考えられる。</p>		
<p>○平成 30 年度総額型適用金額 (単位:百万円)</p>		
業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	575,132	5,746
製造業	470,361	3,625
化学工業	99,560	1,039
機械製造業	58,715	424
電気機械	60,148	309
食料品	12,914	327
輸送用機械	138,122	143
金属製品	4,727	181
その他製造業	96,175	1,202
サービス業	10,903	693
卸売業	26,357	412
その他	67,511	1,016
<p>(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))</p>		
<p>○平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)</p>		
業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	35,736	35,676
製造業	27,183	27,176
化学工業	6,813	6,813
機械製造業	2,759	2,759
電気機械	3,443	3,443
食料品	2,206	2,201
輸送用機械	1,465	1,464
金属製品	1,884	1,884
その他製造業	8,613	8,612
サービス業	2,274	2,270

	卸売業	4,329	4,300																					
	その他	1,950	1,930																					
	(出典: 租税特別措置の適用実態調査(財務省))																							
	○平成30年度オープンイノベーション型適用金額 (単位: 百万円)																							
	業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)																					
	総計	8,403	370																					
	製造業	6,537	235																					
	化学工業	3,601	156																					
	機械製造業	832	20																					
	電気機械	430	17																					
	食料品	67	9																					
	輸送用機械	963	2																					
	金属製品	21	8																					
	その他製造業	623	23																					
	サービス業	333	50																					
	卸売業	213	28																					
	その他	1,320	57																					
	(出典: 租税特別措置の適用実態調査(財務省))																							
	※なお、総務省「科学技術研究調査」令和元年調査結果(平成30年度実績)によれば、民間研究開発投資額(143.3兆円)のうち、製造業の割合は86.5%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(21.5%)」、「医薬品製造業(9.9%)」、「電気機械器具製造業(8.9%)」、「情報通信機械器具製造業(8.3%)」となっているほか、非製造業の割合は13.5%となっている。																							
③: 減収額	適用額に同じ。																							
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>回復基調にあった我が国の研究開発費の対GDP比率は、2014年度をピークに下降傾向にあり、2017年度に上昇傾向に転じたが、まだ2014年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。</p> <p>よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対GDP比の3%以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対GDP研究開発投資比率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.43%</td> <td>3.48%</td> <td>3.56%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.57%</td> <td>2.48%</td> <td>2.52%</td> <td>2.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))</p>				2013	2014	2015	2016	2017	2018	研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.43%	3.48%	3.56%	民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.57%	2.48%	2.52%	2.60%
	2013	2014	2015	2016	2017	2018																		
研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.43%	3.48%	3.56%																		
民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.57%	2.48%	2.52%	2.60%																		

		<p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対GDP比4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対GDP比3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が3.0~3.4%増加した。</p> <p>○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(2年間延長(4年度末まで)) ○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</p> <p>企業は、通常、研究開発等の企業行動により期待される税額控除の大きさを期待収益として取り込んだ上で、投資の可否を判断し、計画を策定する。税制が企業行動へのインセンティブ効果を持つためには予見可能性が必要であるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済低迷により、控除限度超過額が極端に多くなる状況では、研究開発インセンティブが相当程度低下し、税制が所期の政策効果を発揮することが困難になるおそれがある。もちろん、平年度においても一定程度の超過額が発生するものであるが、今回のような超過額の急増は、企業の経営判断の責任のみに帰することができず、企業の投資意欲に与える影響は看過できないものがある。こうした状況に鑑み、収益が悪化する時期の控除可能額の急激な落ち込みを緩和するため、一時的に控除上限を引上げる等をして、投資を支えすることは妥当である。</p> <p>○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化(国税庁Q&Aにおける「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化) 「Society 5.0」を実現するためには、個別産業でのデータ・AIの活用・実装が重要。ウィズ/アフターコロナの流れは、日本企業にとって、ピンチでありチャンス。大胆に研究開発投資を行い、リアルデータ・AIを活用してビジネスモデルを転換する等、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が不可欠。この対応が遅れると、日本経済の成長エンジンそのものが失われてしまう。そのため、現状、制度の対象外となっている、クラウド環境で提供するソフトウェアに係るアルゴリズム構築等の研究開発行為を税制の対象に追加し、投資を促進することは妥当である。</p>
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p>

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

48,745 百万円 (38,295 百万円+8,863 百万円+1,587 百万円 (5+7+14))

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度の総額型の活用実績は、575,132 百万円。
2. 経済産業省委託調査による企業アンケート（以下「経産省アンケート」）で得られた平成 30 年度の総額型活用実績は、380,278 百万円であり、カバー率は、約 66.1%。
(カバー率：380,278 百万円÷575,132 百万円=66.1%)
3. 当該カバー率 (66.1%) で、経産省アンケートで得られた令和元年度の総額型活用実績 285,853 百万円を割り戻して得られた額 432,455 百万円を、現行制度の令和元年度における総額型の見込み額とした。
(285,853 百万円÷66.1%=432,455 百万円)
※なお、令和 2 年度に実施した経産省アンケートは、新型コロナの影響もあり、例年に比べ有効回答数が少ないため、注意が必要である。
4. ミネソタ大学における予測によれば、新型コロナウイルス感染拡大は 2 年程度にわたって続くと考えられる (第 19 回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会資料 4 より)。そのため、減収見込額の算出にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動への影響が令和 4 年度まで続くものとし、企業活動が新型コロナウイルス感染拡大の影響が生じる前の平成 30 年度の水準に戻るの、令和 5 年度になると仮定。令和元年度は既に中国を中心として新型コロナウイルスの感染拡大が進み、経済活動への影響が生じていたことから、令和 3 年度、令和 4 年度の企業業績については、平成 30 年度の企業業績からの変動率を元に算出した。
具体的には、令和 3 年度については、野村證券株式会社「2020~2021 年度の企業業績見通し」(2020 年 9 月)※における、業種ごとの対平成 30 年度比での経常利益の減少率及び試験研究費の減少率 (便宜的に売上高の減少幅率を使用) を、経産省アンケートにおける平成 30 年度の法人税額と試験研究費の数字に乗じることで、経産省アンケートベースでの減収額 (▲356,217 百万円 (うち追加減収額▲23,058 百万円)) を算出した。
また、令和 4 年度については、令和 5 年度に平成 30 年度と同水準の法人税額・試験研究費に戻る前提で、令和 3 年度から比例して回復すると仮定して、経産省アンケートベースでの減収額 (▲386,527 百万円 (うち追加減収額▲25,321 百万円)) を算出した。

※市場関係者による予想のため、注意が必要。リーマンショック時における 2009 年の企業業績に関する予想も、実績値より高くなっている。(予想値：-11.8%、実績値：-13.2%)
5. 4. により算出した減収規模を、2. で算出したカバー率 (66.1%) で割り戻すと、総額型の減収見込額は、令和 3 年度▲538,742 百万円、令和 4 年度▲584,583 百万円、うち控除上限を 5% 上げることに伴う追加の減収額は、令和 3 年度▲34,873 百万円、令和 4 年度▲38,295 百万円となる。

		<p>企業は、通常、研究開発等の企業行動により期待される税額控除の大きさを期待収益として取り込んだ上で、投資の可否を判断し、計画を策定する。税制が企業行動へのインセンティブ効果を持つためには、予見可能性が必要であるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済低迷により、控除限度超過額が極端に多くなる状況では、研究開発インセンティブが相当程度低下し、税制が所期の政策効果を発揮することが困難になるおそれがある。もちろん、平年度においても一定程度の超過額が発生するものであるが、今回のような超過額の急増は、企業の経営判断の責任のみに帰することができず、企業の投資意欲に与える影響は看過できないものがある。</p> <p>こうした状況に鑑み、収益が悪化する時期の控除可能額の急激な落ち込みを緩和するため、控除上限の引上を時限的に措置することは妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p> <p>また、現状の税制では、市場販売ソフトウェアに係る研究開発であれば税制の対象となるが、自社利用ソフトウェアに係る研究開発は税制の支援対象外であり、税制の中立性が損なわれていることから、本要望を通じて税制中立・公平な支援の実現を目指すことは妥当である。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー(Appelt, S. et al. (2016))においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
<p>12: 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>13: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>令和元年 8 月 (R1 経産 05)</p>

(自社利用ソフトウェア)

6. 経産省アンケートによると、令和元年度において、自社利用ソフトウェアとして資産計上する金額のうち、会計上の金額との差分は、68,321 百万円。この金額が潜在的に税額控除の対象となる金額。
7. 6. の数字を、2. で算出したカバー率 (66.1%) で割り戻すと、104,268 百万円。これに対し、一般的な税額控除率である 8.5% を乗じると、8,863 百万円。よって、令和 3 年度において、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、税額控除対象となる試験研究費に算入することによる活用見込み額は、8,863 百万円とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

8. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用実績は、35,676 百万円。
9. 経産省アンケート (R2) で得られた平成 30 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用実績は、801 百万円であり、カバー率は、約 2.25%。
(カバー率：801 百万円÷35,676 百万円=2.25%)
10. 当該カバー率 (2.25%) で、経産省アンケート (R2) で得られた令和元年度の中小企業技術基盤強化税制の活用実績 769 百万円を割り戻して得られた額 30,760 百万円を、現行制度の令和元年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
(769 百万円÷2.25%=30,760 百万円)
11. 4. と同様に、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動への影響は、令和 4 年度まで続くものと仮定。令和 3 年度の企業業績については、新型コロナウイルス感染拡大の影響がリーマンショック並みという前提で、業種ごとのリーマンショック前後の業績推移から予想。令和元年度は既に中国を中心として新型コロナウイルスの感染拡大が進み、経済活動への影響が生じていたことから、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度の企業業績については、経産省アンケートの平成 30 年度の企業業績からの変動率を元に算出した。
具体的には、リーマンショック前後での業種ごとの経常利益の減少率及び試験研究費の減少率 (便宜的に売上高の減少幅率を使用) を、経産省アンケートにおける平成 30 年度の法人税額と試験研究費の数字に乗じること、経産省アンケートベースでの減収額 (令和 3 年度 809 百万円 (うち追加減収額▲47 百万円)、令和 4 年度 842 百万円 (うち追加減収額▲57 百万円)) を算出した。
12. 11. により算出した減収規模を、経産省アンケート (R1) で得られた平成 30 年度データのカバー率 (1,287 百万円÷35,676 百万円=3.61%) で割り戻すと、資本金が 1 億円以下の企業における中小企業技術基盤強化税制控除上限の 5% 引上に伴う追加の減収額は令和 3 年度▲1,303 百万円、令和 4 年度▲1,583 百万円となる。
13. また、12. により算出した追加減収額に、平成 29~30 年度における中小企業と大企業の活用実績の比を乗じることにより、資本金が 1 億円を超える企業による追加減収額を令和 3 年度▲4 百万円、令和 4 年度▲4 百万円とした。
14. 以上により、中小企業技術基盤強化税制の控除上限を 5% 引き上げることに伴う追加の減収額は、令和 3 年度▲1,307 百万円、令和 4 年度▲1,587 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度の総額型の活用事業者数は 3,822 法人。経産省アンケートで得られた平成 30 年度の総額型の活用事業者数は 396 法人であり、カバー率は約 10.4%。
(カバー率：396 法人÷3,822 法人=10.4%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和元年度の総額型の活用事業者数 377 法人を割り戻して得られた数 3,625 法人を、現行制度の令和元年度における総額型の適用見込事業者数とし、令和 2~4 年度における適用見込事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和元年度推計値と同数とした。
(377 法人÷10.4%=3,625 法人)

(中小企業技術基盤強化税制)

3. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は 5,674 法人。経産省アンケートで得られた平成 30 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は 102 法人であり、カバー率は 1.80%。
(カバー率：102 法人÷5,674 法人=1.80%)
4. 当該カバー率 (1.80%) で、経産省アンケートで得られた令和元年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数の 97 件を割り戻して得られた数 5,389 法人を、現行制度の令和元年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込事業者数とし、令和 2~4 年度における適用見込事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和元年度推計値と同数とした。
(97 法人÷1.80%=5,389 法人)。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度のオープンイノベーション型の活用実績は 8,403 百万円。
2. 経産省アンケートで得られた平成 30 年度のオープンイノベーション型の実績は 4,652 百万円であり、カバー率は約 55.4%。
(カバー率：4,652 百万円÷8,403 百万円=55.4%)
3. 当該カバー率 (55.4%) で、経産省アンケートで得られた令和元年度のオープンイノベーション型の活用実績の 4,729 百万円を割り戻して得られた額 8,536 百万円を、令和元年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。
(4,729 百万円÷55.4%=8,536 百万円)

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度のオープンイノベーション型の活用事業者数は 580 法人。経産省アンケートで得られた平成 30 年度のオープンイノベーション型の活用事業者数は 82 法人であり、カバー率は約 14.1%。
(カバー率：82 法人÷580 法人=14.1%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和元年度のオープンイノベーション型の活用事業者数 84 法人を割り戻して得られた数 596 法人を、令和元年度におけるオープンイノベーション型の適用見込事業者数とし、令和 2~4 年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和元年度推計値と同数とした。
(84 法人÷14.1%=596 法人)

【31 年度税制改正要望時における 29 年度、30 年度の減収額・適用事業者数の見込み】

前回要望時 (平成 31 年度税制改正要望時) における平成 29 年度、平成 30 年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収額見込額及び適用見込事業者数は、次のとおり。

① 減収額見込額

<総額型> (うち、税法上の中小企業者等分)

29 年度 6,102 億円 (64 億円)
 30 年度 5,751 億円 (57 億円)

<中小企業技術基盤強化税制>

29 年度 297 億円 (296 億円)
 30 年度 357 億円 (357 億円)

② 適用見込事業者数

<総額型> (うち、税法上の中小企業者等分)

29 年度 4,102 法人 (1,186 法人)
 30 年度 3,822 法人 (1,017 法人)

<中小企業技術基盤強化税制>

29 年度 5,411 法人 (5,391 法人)
 30 年度 5,690 法人 (5,674 法人)

※上記の平成 29 年度、平成 30 年度における総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収額見込額及び適用見込事業者数については、前回要望時 (平成 31 年度税制改正要望時) の事前評価書に記載しているものとして「平成 30 年度経済産業省アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、「租税特別措置の適用実態調査 (財務省)」の数字で割り戻した数字で補正し算出したもの。

※なお、減収額見込額及び適用見込事業者数と、実績との差については、経済環境等を踏まえれば、著しくかい離したものにはなっておらず想定範囲内である。

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産08）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		技術研究組合の所得の計算の特例の延長 (技術研究組合の所得の特例)					
措置内容	平成30年度時点	技術研究組合が、組合員に試験研究用資産の取得等をするための費用を賦課し、その賦課金をもって試験研究用資産の取得等をした場合には、取得価額から1円を控除した金額の範囲内で圧縮記帳ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与すること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第66条の10、第68条の94					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。					
創設年度		S36	過去の政策評価の実績	H22経産16、H24経産16、H26経産14、H29経産07	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	17	820,164	98.6%	114,171
H24	8	1,034,723	-	137,736
H25	15	2,739,024	99.3%	361,411
H26	13	773,286	99.8%	102,106
H27	7	226,096	-	28,291
H28	15	595,172	97.9%	70,890
H29	10	1,586,751	-	188,320
H30	15	2,472,179	99.5%	293,463

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標については、技術研究組合が、オープンイノベーションの推進ピークルとして、技術動向等時流に即した姿となっているかを適切に測ることができる「新設組合数」を基準として、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させることとし、当該目標の達成状況等を踏まえ、技術研究組合の立ち上げ期に最も大きな影響を及ぼす本税制を含めて、技術研究組合制度の制度・運用の見直しに繋げたい。</p> <p>達成すべき数値については、現在活動中の技術研究組合数が中長期のトレンドでは増加傾向にあること、また事業費も堅調に増えていることを踏まえて、新設組合数が順調に推移した本税制の現在の適用期間中（平成30年度～令和2年度）の実績及び見込みと同水準の12件の新規設立数を目指すこととした。</p> <p>したがって、本税制の達成目標は「本税制の適用期間中（※）に技術研究組合を12件新設することにより研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること」としたい。</p> <p>※令和3年度税制改正要望において、3年間の適用期限の延長を要望している。</p> <p>技術研究組合が取り組む試験研究のテーマや当該試験研究の規模は千差万別であり、技術動向や国際的な競争状況等によっても設立される技術研究組合の特徴は異なるが、本税制による新設組合数の増加に伴う技術研究組合の事業費の増加に加え、研究開発税制における措置や、技術研究組合の設立・運用ガイドラインの改訂、広報等を行い、技術研究組合制度に係るニーズを的確に捉えた制度とすることを通じて、政策目的の達成に繋がるよう取り組んで参りたい。</p> <p>② 令和3年度税制改正要望においては、本税制の適用期限の延長を令和3～5年度末までの3年間で要望しているところ、「令和3～5年度の間に技術研究組合を12件新設することにより研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること」を目標とし、目標の達成時期は令和5年度末としたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）に対する過去の効果について、「令和2年4月までに設立された全組合について経済産業省調査（令和2年4月～6月実施）を基に算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）に対する過去の直接的な効果について、「本税制があったことにより、技術研究組合を設立し、又は、技術研究組合による試験研究が円滑に実施出来たという組合が存在することから、本税制は、「研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であった」と説明されているが、過去の効果（技術研究組合の事業費の増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度に実施した経済産業省調査に記載されている実数を転記している。</p> <p>② アンケート対象の61組合のうち、過去に本税制を適用した又は今後適用の予定がある39組合のうち、16組合については、本税制が廃止された際に、「影響を受けない」、「どちらとも言えない」と回答していた。当該16組合に対して改めてヒアリングしたところ</p>

る、現在の試験研究に必要な資産を既に取得済みであり、今後の資産取得の見込みが現時点で立っていないため、当該回答を行ったものであり、資産の取得前に本税制が廃止されていた場合には当然「影響が出ている」との回答があった。

過去に本税制を適用した又は今後適用の予定がある39組合のうち、「影響を受けない」、「どちらとも言えない」と回答した16組合を除く23組合については、本税制を廃止した際には「影響が出る」と回答している。

なお、アンケート対象の61組合から上記の39組合を除いた22組合については、組合が資産を所有しない等の理由から本税制の適用を受けていない。

よって、資産を保有している又は今後取得しようとしている全ての技術研究組合は、本税制が廃止された場合には、「影響が出る」と回答していることがわかった。

また、本税制に対する具体的な声として、本税制がなければ組合員に対して追加的な賦課金の徴収が発生し、組合の組成自体が困難となることから、安定的な試験研究環境で効率的かつ高度な試験研究を行うことができなかった等があった。

上述のとおり、本税制は、中長期の研究開発を安定的に実施可能であり、迅速に設立できる等の技術研究組合のメリットを downside としており、これが税制の効果と考える。

本税制が措置され、技術研究組合のメリットを最大限享受できる環境が整備されていることにより、活動中の技術研究組合数が中長期のトレンドでは増加傾向にあり、また事業費も堅調に増えていると考えられるため、本税制は、「研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させる」という政策目標に有効であったと考える。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 達成目標についての過去の実現状況との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）に対する将来の効果（令和2年度）について、「令和2年4月までに設立された全組合の事業費、組合数（経済産業省調査）及び令和2年度設立者（予定者）からのヒアリングに基づき作成」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

② 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数8件（令和5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

③ 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 令和2年度の技術研究組合の事業費は、令和2年度に実施した経済産業省調査に記載されている令和2年度の事業費（見込み値）の実数値及び令和2年度に設立された組合及び令和2年度設立予定者からのヒアリングにより作成。

算定式は以下の通り

事業費：令和2年度の事業費（見込み値）の実数（令和2年度経済産業省調査の実数：42,540百万円）＋令和2年度設立組合・令和2年度設立予定者の事業費（見込み値）（ヒアリング：1,802百万円）

組合数：令和2年度存続組合（令和2年度経済産業省調査の実数（令和元年度解散組合を除く）：55組合）＋令和2年度設立組合（2組合）＋令和2年度設立予定件数（2組合）

② 本税制の適用見込みについては、本年4月の経済産業省から現存する全技術研究組合に対するアンケートにより、本税制を適用予定の組合数を足し上げて、将来の適用件数の見込みを把握したものである。今後設立される技術研究組合による本税制の適用見込みを含んでおらず、本税制の適用件数の見込みを堅実に積み上げたものである。また、今年の調査においては、新型コロナの影響により、資産取得が不透明であることから本税制の適用見込みなしと回答した組合が多数あるという状況もある。なお、前回要望時（平成29年）の経済産業省調査により把握した適用件数の見込みと前述の本年4月の経済産業省調査で把握した適用件数の実績及び見込みを比べると、後者のほうが適用件数が増えていることに鑑みると、令和5年度の適用件数についても現在の適用件数（見込み）より増える可能性がある。

	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	令和元年度 (見込み)	令和2年度 (見込み)
平成29年度 経済産業省 調査	9	9	7	6

	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
令和2年度 経済産業省 調査	10	15	13	14

また、(1)①に記載のとおり、本税制の達成目標については、技術研究組合がオープンイノベーションの推進ビークルとして、技術動向等時流に即した姿になっているかを適切に測ることができる「新設組合数」を増加させることで、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費額を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大し、もって官民研究開発投資を対GDP比4%以上とする政府目標に寄与することとしている。前述の本年4月の経済産業省調査において、本税制を活用した組合から、本税制がなければ組合員に対して追加的な賦課金の徴収が発生し、組合自体の組成自体が困難となり、安定的な試験研究環境で効率的かつ高度な試験研究を行うことができなかったとの声があり、本税制が技術研究組合の立ち上げ期に最も大きな影響を及ぼす措置となっていることから、本税制は、「新設組合数」の増加に極めて有効な措置である。

③ (6)②に示すとおり、本税制が措置され、技術研究組合のメリットを最大限享受できる環境が整備されていることにより、活動中の技術研究組合数が中長期のトレンドでは増加傾向にあり、また事業費用も堅調に増えていると考えられるため、本税制は、「本税制の延長期間中に技術研究組合を12件新設することにより研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること」という政策目標に有効であると考ええる。このため、令和3～5年度における新設組合数及び事業費をもって、当該税制の効果を測りたい。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本年4月の経済産業省調査において、本税制を活用した組合から、本税制がなければ組合員に対して追加的な賦課金の徴収が発生し、組合自体の組成自体が困難となり、安定的な試験研究環境で効率的かつ高度な試験研究を行うことができなかったとの声があり、本税制が技術研究組合の立ち上げ期に最も大きな影響を及ぼす措置となっていることから、本税制は、「新設組合数」の増加に極めて有効な措置である」との説明では、達成目標である「新設組合数」の増加にどの程度寄与するのかが明らかにされていないため、この点を課題とする。

③ 達成目標についての将来の実現状況との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技術研究組合の所得の計算の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。 《要望の内容》 適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。 《関係条項》 法人税（租税特別措置法第66条の10、第68条の94、租税特別措置法施行令第39条の21、第39条の121）
5	担当部局	経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(5年間) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成25年度 適用期限延長(2年間) 平成27年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成30年度 適用期限延長(3年間)
8	適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において、新型コロナウイルス感染症の拡大によるイノベーション・エコシステムへの広範な影響から大学や民間企業の研究開発の停止や遅れが生じる懸念とともに、感染拡大の影響により、社会制度や生活習慣が急速に変化する中、新たに生じる社会課題を、イノベーションとその実装を通じて迅速に解決していくことが重要である旨指摘している。また、上述の状況の下、我が国のイノベーション・エコシステムの維持のためにスピード感をもって対策を講ずるとともに、感染拡大がもたらす社会変革を前進するためのエネルギーに変え、産・学・官の力を総動員して「新たな日常」の下での成長を実現することを述べており、その具体的方策のひとつとして、技術研究組合(CIP)を活用した外部連携の促進を掲げている。</p> <p>技術研究組合は、複数の企業、大学、研究機関等による共同研究を目的とする法人である。技術研究組合は、法人格を持つ安定的な試験研究環境であることから、中長期の視点での研究計画等に合意できるため、効率的で高度な共同研究を実施でき、また、比較的短期間で組成できるという意義、メリットがある。</p> <p>また、技術研究組合は、試験研究の実施等を事業とする組織であり、事業に必要な費用を賦課金として組合員が負担しているが、早期かつ単年度で、研究開発設備への多額の投資等を行うケースが多い。技術研究組合制度の活用促進に向けて、技術研究組合の事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を支援するとともに、他の法人形態との税制上のイコールフットイングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発ができる環境を整備する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>4. オープン・イノベーションの推進</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築</p> <p>① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進</p> <p>イ) 産学官融合によるイノベーション・エコシステムの強化</p> <p>・技術研究組合(CIP)の活用による外部連携の促進のため、設立・運営等に係るガイドラインの改訂により、設立の申請様式の簡素化や、認可の審査手続・業務運営内容の明確化を行うとともに、2020年度中に、法制的な対応を含め、更なる制度の見直しを行う。</p>
---	------	---------------	---

	<p>■統合イノベーション戦略 2020(令和2年7月17日閣議決定) 第三部 各論 第2章 知の創造 (1)価値創造の源泉となる研究力の強化(若手研究者の挑戦支援、人文・社会科学の更なる振興等) ②目標達成に向けた施策・対応策 <ボーダレスな挑戦(国際化、大型産学連携)> 《オープンイノベーションの推進》 OCIP(技術研究組合)の活用促進により外部連携の活性化を図るため、2020年4月に改訂された、「CIP(技術研究組合)の設立・運営等ガイドライン」により、CIPの設立手続き・運営に係る事項の明確化を実施する。2021年度までに、法制的な対応を含め、更なる手続きの簡素化・明確化を行い、設立認可から事業会社化までを迅速化する。</p> <p>第3章 知の社会実装 (3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○目標 <研究開発投資の促進> ・政府研究開発投資目標(対GDP比1%(第5期基本計画期間中のGDPの名目成長率を第5期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月22日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。))及び官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 技術革新</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制の適用期間中に技術研究組合を12件新設することにより研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大し、もって官民研究開発投資を対GDP比4%以上とする政府目標に寄与すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 政府は、統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)において、「先進技術を含めた新たな技術の積極的活用、イノベーションの創出を促す制度整備、その阻害要因となっている規制の改革等、政府事業・制度等におけるイノベーション化が恒常的に行われる仕組み」の構築を目指すべき将来像とし、官民開発投資目標を対GDP比4%以上の達成目標を掲げている。</p> <p>また、同戦略では、国境や産学官といった垣根を越えた、幅広い知識、視点、発想等による継続的なイノベーションの創出に向け、産学官の人材流動を促進し、多様で優れた人材が我が国に集い、本格的な共同研究を多数実現することを目標としている。</p> <p>技術研究組合は、成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むための法人である。</p> <p>以上を踏まえ、官民開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成及びその維持に向け、技術研究組合を活用した共同研究開発の拡大を目指す。</p>

10 有効性等	①: 適用数	<p>前回は望時には、14件(平成29年度見込み値)の適用を想定し、平成29年度の実績は10件であったが、平成30年度実績は15件、令和元年度実績は13件となっていることから、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、自動車、エネルギー、化学、材料、電気、医薬品等、幅広い業種で適用されており、適用者が特定の者に偏っているということはない。</p> <p>▶ 平成28~令和元年度(過去)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>13</td> </tr> </table> <p>▶ 令和2~5年度(将来)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和2年度(見込み)</th> <th>令和3年度(見込み)</th> <th>令和4年度(見込み)</th> <th>令和5年度(見込み)</th> </tr> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>※適用件数の算出方法 ・平成28~30年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・令和元年度以降は、令和2年4月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。</p>	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	適用件数(組合数)	15	10	15	13	年度	令和2年度(見込み)	令和3年度(見込み)	令和4年度(見込み)	令和5年度(見込み)	適用件数(組合数)	14	11	12	8									
	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																										
	適用件数(組合数)	15	10	15	13																										
年度	令和2年度(見込み)	令和3年度(見込み)	令和4年度(見込み)	令和5年度(見込み)																											
適用件数(組合数)	14	11	12	8																											
②: 適用額	<p>▶ 平成28~令和元年度(過去)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>595</td> <td>1,587</td> <td>2,472</td> <td>6,606</td> </tr> </table> <p>▶ 令和2~5年度(将来)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和2年度(見込み)</th> <th>令和3年度(見込み)</th> <th>令和4年度(見込み)</th> <th>令和5年度(見込み)</th> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>2,453</td> <td>359</td> <td>2,622</td> <td>2,173</td> </tr> </table> <p>※適用額の算出方法 ・平成28~30年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・令和元年度以降は、令和2年4月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。</p>	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	適用額(百万円)	595	1,587	2,472	6,606	年度	令和2年度(見込み)	令和3年度(見込み)	令和4年度(見込み)	令和5年度(見込み)	適用額(百万円)	2,453	359	2,622	2,173										
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																											
適用額(百万円)	595	1,587	2,472	6,606																											
年度	令和2年度(見込み)	令和3年度(見込み)	令和4年度(見込み)	令和5年度(見込み)																											
適用額(百万円)	2,453	359	2,622	2,173																											
③: 減収額	<p>▶ 平成28~令和元年度(過去) (百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>86</td> <td>354</td> <td>108</td> <td>899</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>18</td> <td>48</td> <td>74</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>37</td> <td>98</td> <td>153</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>16</td> <td>42</td> <td>66</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>157</td> <td>542</td> <td>401</td> <td>1,333</td> </tr> </table>	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	法人税	86	354	108	899	法人住民税	18	48	74	63	法人事業税	37	98	153	259	地方法人特別税	16	42	66	112	合計	157	542	401	1,333
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																											
法人税	86	354	108	899																											
法人住民税	18	48	74	63																											
法人事業税	37	98	153	259																											
地方法人特別税	16	42	66	112																											
合計	157	542	401	1,333																											

令和 2～5 年度(将来)		(百万円)			
区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
法人税	334	49	357	296	
法人住民税	23	3	25	21	
法人事業税	101	15	108	89	
特別法人事業税	37	5	40	33	
合計	495	72	529	438	

※四捨五入の関係から合計数が一致しない。
 ※算出方法等
 平成 28～30 年度
 ・法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率を乗じて算出。
 ・法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。
 ・法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」の合計。
 ・地方法人特別税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」より記載。

令和元～5 年度
 ・法人税:適用額×係数(58.6%)×税率(23.2%)
 ・法人住民税:法人税×税率(7.0%)
 ・法人事業税:適用額×係数(58.6%)×税率(令和元年度 6.7%、令和 2 年度以降 7.0%)
 ・地方法人特別税:法人事業税×税率(43.2%)
 ・特別法人事業税:法人事業税×税率(37.0%)

※係数:平成 28～30 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。
 (各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

➤ 平成 28～令和元年度(過去)
 事業費は、平成 30 年度及び令和元年度に前年度比で増加した(それぞれ、6.8%、15.3%増)。

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
事業費(百万円)	40,517	43,449	46,392	53,485
組 合 数	60	56	57	60
対前年度伸び率	-	7.2%	6.8%	15.3%

➤ 令和 2～5 年度(将来)
 事業費は、令和 2 年度は前年度比で減少(-17.1%)となる見込みであるが、以降は、各年度とも、前年度比で上昇する見込み。

区分	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (見込み)	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)
事業費(百万円)	44,342	47,953	51,867	56,096
組 合 数	59	61	63	65
対前年度伸び率	-17.1%	8.2%	8.2%	8.2%

※事業費、組合数の算出方法
 ・平成 28～令和元年度は令和 2 年 4 月までに設立された全組合について経産省調査(令和 2 年 4 月～6 月実施)を基に算出。

	<p>・平成 28 年度の前年度伸び率は、27 年度以前の経産省所管組合以外の事業費データがないため、算出不可。 ・令和 2 年度(見込み)は、令和 2 年 4 月までに設立された全組合の事業費、組合数(経産省調査)及び令和 2 年度設立者(予定者)からのヒアリングに基づき作成。 ・令和 3～5 年度(見込み)は、平成 21 年度から平成 31 年度の事業費の前年度伸び率の平均(+8.2%)及び組合の増減数の平均(+2)を算出し、推計。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和 2 年度に経産省が行ったアンケートによれば、圧縮帳税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数(23)は、アンケート対象組合数(61)の 1/3 を超えている。影響が生じると回答した組合のうち、令和元年度に適用実績があった 13 組合にアンケートを行ったところ、「本税制がなければ設立しなかった」、又は、「設立にあたって本税制が重要な要素であった」と答えた組合は 6 組合であった。すなわち、本税制があったことにより、技術研究組合を設立し、又は、技術研究組合による試験研究が円滑に実施出来たという組合が存在することから、本税制は、「研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であった。 上記「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」にも記載されている通り、事業費は、平成 30 年度及び令和元年度に前年度比で増加した(それぞれ、6.8%、15.3%増)。令和 2 年度は前年度比で減少(-17.1%)となる見込みであるが、前回要望時(平成 29 年度)と比べると増加しており、今後も増加傾向で推移する見込み。 技術研究組合は、企業同士の協調や大学等との連携により、効率的、効果的に試験研究の成果を得ることが期待できる組織形態である。技術研究組合による共同研究を通じて事業化の見極めをするケースや、中長期で技術力の向上に取り組むケース等で活用されており、これらの試験研究における事業費の拠出が研究開発投資の増加に寄与している。</p>
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>昨年来、未来投資会議等において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がなされており、本指摘を踏まえ技術研究組合の新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ。 令和 2 年度に経産省が行ったアンケートによれば、圧縮帳税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数(23)は、アンケート対象組合数(61)の 1/3 を超えている。影響が生じると回答した組合のうち、令和元年度に適用実績があった 13 組合にアンケートを行ったところ、「本税制がなければ設立しなかった」、又は、「設立にあたって本税制が重要な要素であった」と答えた組合は 6 組合であった。 上記より、圧縮帳税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少すること、また、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫することにより、技術研究組合の事業費が減少することから、技術研究組合の事業費の増加に対する当該税制の有効性は依然として高い。 また、本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果は、本税制による減収額の約 4.12 倍※となる。 ※令和 2 年度経産省調査における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p>

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成 21 年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われて 10 年が経過したが、昨年来、未来投資会議や産業構造審議会において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がされている。本指摘を踏まえ新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ、今後、技術研究組合制度の更なる利活用が期待される。技術研究組合の試験研究の対象範囲は産業活動において利用される技術全般であり、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、中立・公平な支援措置として本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>また、技術研究組合と同様に非出資性の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第 46 条)で、圧縮記帳税制が認められており、技術研究組合に本税制措置があることにより、イコールフットイングとなっている。更に、出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳税制がなくても、課税関係が発生しないが、非出資性の法人は、構成員の拠出金が益金算入されるために、技術研究組合に圧縮記帳税制があることにより、課税関係が発生しない状況であり、技術研究組合に本税制措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>技術研究組合に拠出する賦課金は、組員側において研究開発税制の対象となる。また、政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月(H29 経産 07)	

<令和3年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R2経産09)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合には、①即時償却又は②取得価額の7%（一定の中小企業者等は10%）の税額控除（中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越し）ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	対象設備の見直し					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税			
関係条項		租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H29	過去の政策評価の実績		H28経産12、H30経産08		区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	/							
H24								
H25								
H26								
H27								
H28								
H29	10,752	338,818,626	7.0%	40,211,563	3,391	6,919,097	16.0%	892,564
H30	18,613	608,302,783	4.0%	72,204,046	7,856	14,064,648	7.8%	1,814,339

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の設備投資を新型コロナウイルス発生前の3年間（2017～2019年）の平均水準まで、安定的に回復させる）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の設備投資を新型コロナウイルス発生前の3年間（2017～2019年）の平均水準まで、安定的に回復させる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる）から新たな達成目標（中小企業の設備投資を新型コロナウイルス発生前の3年間（2017～2019年）の平均水準まで、安定的に回復させる）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和3年度税制改正要望書と同様の「中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。」に修正させていただきたい。</p> <p>② 達成目標及び達成すべき時期は、本税制措置の延長後の期限である令和4年度末を目的に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>③ 上記①のとおりとさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和元年度）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年度は特別償却10,752件、特別控除3,391件、平成30年度は特別償却18,613件、特別控除7,856件である。</p> <p>② 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度中小企業経営強化税制の適用件数(26,469件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率(令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%)を掛けたもの。(特別償却及び特別控除の両者について同様。)</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度中小企業経営強化税制の適用件数(26,469件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率(令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%)を掛けたもの。(特別償却及び特別控除の両者について同様。)</p> <p>令和3年度以降については、同様に「中小企業景況調査」における設備投資実施企業割合について、平成28年から平成30年までの3年分の対前年比の平均伸び率を算出し(0.2%)、これを掛けたもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 国税減収見込額については、上記(2)と同様。また、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込額に、法人住民税率(令和元年度以前は0.129、令和2年度以降は0.07)を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込み額に外形外人のみ適用される場合の法人事業税率(令和元年度以前は0.067、令和2年度以降は0.07)を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率(令和元年度以前は0.432、令和2年度以降は0.37)を乗じて算出した数値を合計して算出している。(いずれも内数。)</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(4)の補足説明と同様。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる）に対する過去の効果について、「【設備投資額の推移】」のグラフで説明されているが、各年度の金額が表示されていない。

② 所期の達成目標（中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数26,469件（平成30年度）が前回評価時の将来予測72,384件と乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

③ 所期の達成目標（中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 以下の表の通りである。

年	期	設備投資額
H19	I	4,206,825
		2,791,119
	III	3,185,991
H20	I	3,889,636
		2,667,651
	III	2,952,599
H21	I	2,359,190
		1,761,391
	III	1,976,632
H22	I	2,708,609
		2,346,766
	III	2,861,328
H23	I	2,436,961
		1,987,516
	III	1,944,248
H24	I	2,525,792
		2,098,791
	III	2,099,359
H25	I	2,414,956
		2,191,536
	III	2,253,028
H26	I	2,477,977
		2,709,713
	III	2,459,641

		2,381,533	
H27	I	3,047,222	
		2,534,682	
	III	2,957,788	
		2,807,329	
H28	I	3,129,186	
		2,497,545	
	III	2,649,487	
		2,875,757	
H29	I	3,261,044	
		2,494,980	
	III	2,817,874	
		2,897,088	
H30	I	3,077,224	
		2,484,645	
	III	2,846,989	
		2,705,792	
R1	I	3,089,699	
		2,760,194	
	III	2,909,926	
		2,783,420	
R2	I	2,826,238	
		2,332,060	

② 一昨年の将来予測では、中小企業投資促進税制の利用実績を元に利用件数を試算していたところ、試算方法については修正を行っている。

③ 中小企業庁が実施したアンケート調査によると、平成30年に本税制を活用した企業の設備投資額について、利用前年と翌年の設備投資額を比較すると中央値で2.7増加しており、利用していない企業の0.0%増加と比べ、増加幅が大きい。なお、企業の設備投資判断は税制措置の存否のみならず、景気の先行きや自社の資金繰りといった要素も加味して決定されるものであり、本税制措置による効果のみを特定することは困難であると考えられる。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（中小企業の設備投資を新型コロナウイルス発生前の3年間（2017～2019年）の平均水準まで、安定的に回復させる）に対する将来の効果について、「中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 財務省「法人企業統計調査季報」によると、中小企業（資本金1,000万円以上1億円未満の企業を指す）の設備投資額は、2020年4-6月期と2019年4-6月期を比較すると、-15.2%と足下で落ち込んでいる。また、今後の予測についても、日本銀行「全国企業短

<p>期経済観測調査」によると、小企業（資本金2,000万円以上1億円未満の企業を指す）の設備投資計画は前年度比-16.1となっており、前年に比べて設備投資が減少することが見込まれている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「今後の予測についても、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」によると、小企業（資本金2,000万円以上1億円未満の企業を指す）の設備投資計画は前年度比-16.1となっており、前年に比べて設備投資が減少することが見込まれている」との説明では、点検項目(1)の補足説明を踏まえた達成目標（中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること）に対する将来の効果が定量的に予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税25)
	①: 政策評価の対象税目	(法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税33)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月末までの適用期間の延長) 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間は平成31年3月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長(適用期間は令和3年3月末まで) 令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。

		《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進 ○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4)消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入

		の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。																										
10	有効性等	①: 適用数 (単位: 件)																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14,143</td> <td>26,469</td> <td>28,851</td> <td>24,552</td> <td>24,601</td> <td>24,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用件数	14,143	26,469	28,851	24,552	24,601	24,650												
		平成 29	30	令和 1	2	3	4																					
	適用件数	14,143	26,469	28,851	24,552	24,601	24,650																					
②: 適用額 (単位: 億円)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>3,457</td> <td>6,224</td> <td>6,784</td> <td>5,773</td> <td>5,785</td> <td>5,797</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用額	3,457	6,224	6,784	5,773	5,785	5,797														
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																						
適用額	3,457	6,224	6,784	5,773	5,785	5,797																						
③: 減収額 (単位: 億円)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>619</td> <td>1,063</td> <td>1,159</td> <td>986</td> <td>988</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>80</td> <td>137</td> <td>150</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>53</td> <td>89</td> <td>96</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	法人税	619	1,063	1,159	986	988	990	法人住民税	80	137	150	69	69	69	法人事業税	53	89	96	82	82	82
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																						
法人税	619	1,063	1,159	986	988	990																						
法人住民税	80	137	150	69	69	69																						
法人事業税	53	89	96	82	82	82																						
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。</p> <p style="text-align: center;">【設備投資額の推移】</p> <p>単位: 億円</p> <p style="text-align: center;">(出所) 「法人企業統計」(財務省)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設</p>																											

		備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
11	相当性	⑤: 税収減を是認する理由等
		<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
		⑥: 租税特別措置等によるべき妥当性等
		<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
		⑦: 他の支援措置や義務付け等との役割分担
		<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できることとされている。</p>

	③：地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 経産 08)

<令和3年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R2経産10)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (中小企業投資促進税制) の延長 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (中小企業投資促進税制))					
措置内容	平成30年度時点	中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額 (船舶は取得価額の75%) の①30%の特別償却又は②7%の税額控除 (特定中小企業者等に限るものとし、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税額控除及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越し) ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税			
関係条項		租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23経産16、H25経産27、H28経産12、H30経産09			区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人三税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	21,132	199,548,834	3.8%	27,778,256	15,630	11,510,355	8.4%	1,991,291
H24	24,342	228,168,754	2.9%	30,372,598	18,479	13,168,199	6.0%	2,278,099
H25	27,847	264,189,721	4.5%	34,860,954	22,983	14,926,541	5.7%	2,582,292
H26	31,728	327,212,783	4.6%	43,205,924	29,810	21,389,200	6.2%	3,700,333
H27	30,688	364,708,260	4.9%	45,637,231	32,654	25,387,034	6.3%	3,478,022
H28	38,939	597,087,214	4.1%	71,118,138	34,766	27,503,147	7.6%	3,547,905
H29	34,548	419,359,440	3.8%	49,770,735	32,487	22,996,314	4.9%	2,966,524
H30	26,323	240,848,380	4.1%	28,590,192	28,311	18,595,181	5.3%	2,398,777

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標及び達成すべき時期は、本税制措置の延長後の期限である令和4年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和元年度）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年度は特別償却34,548件、特別控除32,487件、平成30年度は特別償却26,323件、特別控除28,311件である。</p> <p>② 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度中小企業投資促進税制の適用件数(54,634件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%）を掛けたもの。（特別償却及び特別控除の両者について同様。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度中小企業投資促進税制の適用件数(54,634件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%）を掛けたもの。（特別償却及び特別控除の両者について同様。）</p> <p>令和3年度以降については、同様に「中小企業景況調査」における設備投資実施企業割合について、平成28年から平成30年までの3年分の対前年比の平均伸び率を算出し</p>

(0.2%)、これを掛けたもの。
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 国税減収見込額については、上記(2)と同様。また、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込額に、法人住民税率（令和元年度以前は0.129、令和2年度以降は0.07）を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込みに外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率（令和元年度以前は0.067、令和2年度以降は0.07）を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込みに外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率（令和元年度以前は0.432、令和2年度以降は0.37）を乗じて算出した数値を合計して算出している（いずれも内数）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(4)の補足説明と同様。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る）に対する過去の効果について、①「設備投資対キャッシュフロー率の推移」、②「設備投資実施割合の推移」及び③「生産・営業用設備D Iの推移」のグラフで説明されているが、各年度の金額が表示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① それぞれ、以下の表の通りである。</p>

年	期	設備投資CF比率	設備投資実施割合	生産・営業用設備D I
H20	I	71.5%	26	2
	II	71.8%	25	4
	III	71.9%	26.1	5
	IV	68.4%	22.9	9
H21	I	64.8%	19	18
	II	62.2%	19.5	20
	III	55.8%	19.1	19
	IV	52.5%	20.7	17
H22	I	51.1%	21.2	13
	II	51.1%	23.2	12
	III	55.1%	24.7	9
	IV	55.2%	25.2	8
H23	I	52.8%	24.9	7
	II	53.8%	22.8	8
	III	49.9%	23.5	6
	IV	52.2%	23	5
H24	I	52.4%	25	5
	II	52.3%	28.3	6
	III	54.0%	29.1	6
	IV	52.9%	28.2	6
H25	I	53.7%	31.4	6
	II	55.6%	33	5
	III	55.4%	33.8	3
	IV	55.4%	37.1	0
H26	I	54.9%	37.7	-1
	II	54.8%	35.9	0
	III	56.0%	36.7	-1
	IV	53.7%	37.9	-1
H27	I	55.4%	37.9	-2
	II	53.9%	38.4	0
	III	54.7%	38.6	-1
	IV	55.9%	39.2	-1
H28	I	55.3%	37.5	-1
	II	56.4%	38.7	0
	III	55.1%	40	-1
	IV	54.9%	40.1	-1
H29	I	55.3%	40.7	-3
	II	53.7%	40.5	-3
	III	53.3%	40.5	-3
	IV	54.8%	40.4	-6
H30	I	54.8%	41.4	-6
	II	54.6%	41.6	-6
	III	54.8%	40.9	-6
	IV	54.1%	41.5	-6

R1	I	52.4%	40.1	-6
	II	52.4%	40.3	-4
	III	51.6%	40.8	-4
	IV	52.5%	39.8	-4
R2	I	50.1%	35.3	-2
	II	62.0%	30.2	8

② 中小企業庁が実施したアンケート調査によると、平成30年に本税制を活用した企業の設備投資額について、利用前年と翌年の設備投資額を比較すると中央値で4.8増加しており、利用していない企業の0.2%増加と比べ、増加幅が大きい。なお、企業の設備投資判断は税制措置の存否のみならず、景気の先行きや自社の資金繰りといった要素も加味して決定されるものであり、本税制措置による効果のみを特定することは困難であると考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活性化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る）に対する将来の効果について、「中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 財務省「法人企業統計調査季報」によると、中小企業（資本金1,000万円以上1億円未満の企業を指す）の設備投資額は、2020年4-6月期と2019年4-6月期を比較すると、-15.2%と足下で落ち込んでいる。また、今後の予測についても、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」によると、小企業（資本金2,000万円以上1億円未満の企業を指す）の設備投資計画は前年度比-16.1となっており、前年に比べて設備投資が減少することが見込まれている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 達成目標の測定指標である「設備投資対キャッシュフロー比率」、「設備投資実施企業割合」及び「生産・営業用設備D I」についての将来の実現状況が定量的に予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

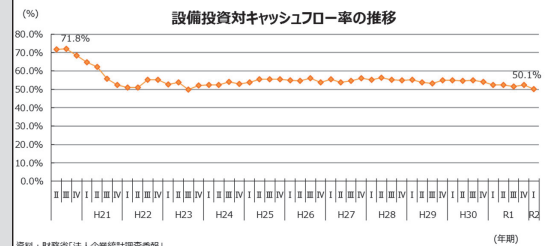
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税26) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税34)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3
	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
	6	評価実施時期及び分析対象期間
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8t以上→3.5t以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成26年度 3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長)上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長)

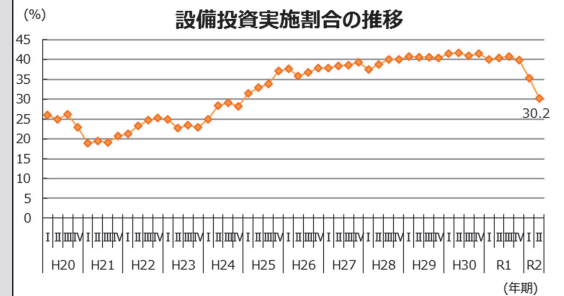
		令和元年度 2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長)
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的的位置付け 中小企業・地域経済 経営革新・創業促進 ○経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4)消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入

10 有効性等	① 適用数	の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。																											
		(単位：件) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>67,035</td> <td>54,634</td> <td>59,551</td> <td>50,678</td> <td>50,779</td> <td>50,881</td> </tr> </tbody> </table> (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用件数	67,035	54,634	59,551	50,678	50,779	50,881													
		平成 29	30	令和 1	2	3	4																						
	適用件数	67,035	54,634	59,551	50,678	50,779	50,881																						
② 適用額	(単位：億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>4,424</td> <td>2,594</td> <td>2,827</td> <td>2,406</td> <td>2,411</td> <td>2,416</td> </tr> </tbody> </table> (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用額	4,424	2,594	2,827	2,406	2,411	2,416														
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																							
適用額	4,424	2,594	2,827	2,406	2,411	2,416																							
③ 減収額	(単位：億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>883</td> <td>573</td> <td>625</td> <td>532</td> <td>533</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>114</td> <td>74</td> <td>81</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>63</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。		平成 29	30	令和 1	2	3	4	法人税	883	573	625	532	533	534	法人住民税	114	74	81	37	37	37	法人事業税	63	37	40	34	34	34
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																							
法人税	883	573	625	532	533	534																							
法人住民税	114	74	81	37	37	37																							
法人事業税	63	37	40	34	34	34																							
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》																												

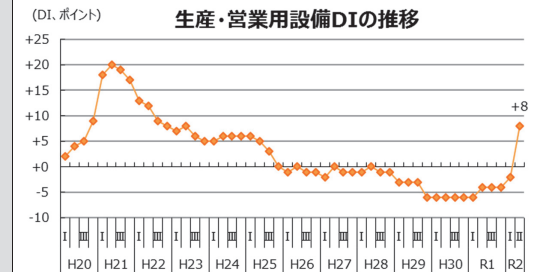
中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。



資料：財務省「法人企業統計調査季報」
 (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。



資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 中小企業とは資本金2000万円以上1億円未満の企業をいう。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明

		<p>明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と中小企業経営強化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置(中小企業投資促進税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ))となっている。</p> <p>また、中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 経産09)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産11）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	特定中小企業者等（認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた中小企業者等）が、経営改善設備の取得等をした場合には、取得価額の①30%の特別償却又は②7%の税額控除（一定の中小企業者等に限るものとし、中小企業投資促進税制及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越し）ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	対象設備の見直し					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者等について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税	所得税		
関係条項		租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H25	過去の政策評価の実績			H24経産13、H26経産12、H28経産15、H30経産10	区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人三税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	/							
H24								
H25	873	3,381,747	28.7%	444,527	2,420	1,138,167	14.0%	196,903
H26	1,173	5,830,599	16.7%	767,871	4,289	1,899,842	12.2%	328,672
H27	912	6,551,366	46.8%	819,766	3,980	1,520,301	18.0%	208,282
H28	810	4,143,608	29.1%	493,499	3,690	1,380,493	17.6%	178,083
H29	1,080	7,981,912	24.8%	947,315	4,056	1,861,831	18.0%	240,177
H30	1,002	7,394,264	18.5%	877,108	4,335	1,866,681	18.2%	240,802

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成すべき水準については、中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIを安定的に向上させることを目標としている。</p> <p>② 達成目標及び達成すべき時期は、本税制措置の延長後の期限である令和4年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「達成すべき水準については、中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIを安定的に向上させることを目標としている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和元年度）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年度は特別償却1,080件、特別控除4,056件、平成30年度は特別償却1,002件、特別控除4,335件である。</p> <p>② 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用件数(5,337件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%）を掛けたもの。（特別償却及び特別控除の両者について同様。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が</p>
--

<p>特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用件数(5,337件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%）を掛けたもの。（特別償却及び特別控除の両者について同様。）</p> <p>令和3年度以降については、同様に「中小企業景況調査」における設備投資実施企業割合について、平成28年から平成30年までの3年分の対前年比の平均伸び率を算出し（0.2%）、これを掛けたもの。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 国税減収見込額については、(2)と同様。また、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込額に、法人住民税率（令和元年度以前は0.129、令和2年度以降は0.07）を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込み額に外形外人のみ適用される場合の法人事業税率（令和元年度以前は0.067、令和2年度以降は0.07）を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外人のみ適用される場合の地方人特別税の税率（令和元年度以前は0.432、令和2年度以降は0.37）を乗じて算出した数値を合計して算出している（いずれも内数）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(4)の補足説明と同様。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する過去の効果について、「中小企業者の売上高DIの推移」のグラフで説明されているが、各年度の金額が表示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な</p>

効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 以下表の通りである。

年	期	卸売業	小売業	サービス業
H26	I	-4.3	-19.8	-13.7
	II	-33.2	-36.6	-16.8
	III	-12.6	-28.6	-16.1
	IV	-16.1	-28.9	-15.6
H27	I	-13.5	-26.8	-13
	II	-13	-25	-13.5
	III	-10.7	-21.7	-12.5
	IV	-9	-22.8	-11.7
H28	I	-12.9	-27.2	-14.5
	II	-15.7	-27.2	-17.8
	III	-16.7	-26.1	-15.3
	IV	-18.5	-25.5	-15.6
H29	I	-13.3	-24.6	-13.2
	II	-11.2	-23.6	-11.1
	III	-10.9	-23.9	-11.5
	IV	-12.1	-23.6	-11.8
H30	I	-12.4	-20.4	-13.9
	II	-13.1	-23	-11.9
	III	-9.4	-22.8	-14.1
	IV	-7.4	-20.3	-11
R1	I	-14.9	-21.4	-11.1
	II	-10.7	-22.3	-12.2
	III	-17.1	-25.6	-14.1
	IV	-25.8	-33.1	-18.3
R2	I	-23.1	-29.1	-18.4
	II	-65.6	-72.9	-77.9

② 中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者は84%に達している。また、同アンケートによれば、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録していることから、本税制措置の達成目標に対して直接的な効果があったものと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 評価書の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》欄において、達成目標に対する過去の効果として示されている中小企業者の売上高D I に対する直接的効果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者 84%に達しており、直接的な効果があったものと考えられる。また、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録しているところ。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響下において、需要の冷え込みに備え、経営改善に取り組む事業者からの利用が見込まれる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録しているところ。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響下において、需要の冷え込みに備え、経営改善に取り組む事業者からの利用が見込まれる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税27)
	①: 政策評価の対象税目	(法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税35)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)を認める措置。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の2 租税特別措置法施行令第5条の6の2 租税特別措置法施行規則第5条の10 法人税 租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 租税特別措置法施行令第27条の12の3、第39条の45の4 租税特別措置法施行規則第20条の8、第22条の30
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長 (平成29年3月末までの適用期間の延長)
		平成29年度 2年間の延長 (平成31年3月末までの適用期間の延長) 令和元年度 適用要件に所要の見直しを行った上で、2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長)
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者等(以下「中小商業・サービス業」という。)について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化

10	有効性等	①: 適用数	(単位: 件)														
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29</td> <td>30</td> <td>令和1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>5,136</td> <td>5,337</td> <td>5,817</td> <td>4,950</td> <td>4,960</td> <td>4,970</td> </tr> </table>		平成29	30	令和1	2	3	4	適用件数	5,136	5,337	5,817	4,950	4,960	4,970
			平成29	30	令和1	2	3	4									
適用件数	5,136	5,337	5,817	4,950	4,960	4,970											
		化を図る。															
		《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成24年3月30日閣議決定) ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成24年10月26日) ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。															
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進 ○経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4)消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。															
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ及びこれにより懸念される経済情勢の悪化に伴う中小商業・サービス業等の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化に寄与する。															

		(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。																												
②: 適用額	(単位: 億円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>99</td> <td>93</td> <td>101</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成29	30	令和1	2	3	4	適用額	99	93	101	86	86	86														
	平成29	30	令和1	2	3	4																								
適用額	99	93	101	86	86	86																								
③: 減収額	(単位: 億円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>4.1</td> <td>4.1</td> <td>4.5</td> <td>2.1</td> <td>2.1</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成29	30	令和1	2	3	4	法人税	32	32	35	30	30	30	法人住民税	4.1	4.1	4.5	2.1	2.1	2.1	法人事業税	1.3	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2
	平成29	30	令和1	2	3	4																								
法人税	32	32	35	30	30	30																								
法人住民税	4.1	4.1	4.5	2.1	2.1	2.1																								
法人事業税	1.3	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2																								
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小商業・サービス業の売上高DIは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、リーマン・ショック時を下回る過去最低水準となっている。本税制は売上額を下支えしており、先行きも不安定な中で、引き続き支援が必要。</p> <p>(DI:ポイント)</p> <p style="text-align: center;">中小企業者の売上高DIの推移</p> <p>資料: 中小機構「中小企業景況調査」 (注)売上高DIは、前期に比べて、売上高が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合を引いたもの。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付きPOSレジ」の導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られる。</p>																													

	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付きPOSレジ」を導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られており、中小商業・サービス業等の安定化・活性化に有効な措置である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業等を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、設備投資に当たり、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることを要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業者等が利用できる設備投資関連の他の税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、主として機械装置等の投資促進を目的とした税制措置(商業・サービス業・農林水産業活性化税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ))となっている。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p> <p>これらに対して、本税制は、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化を目的としている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により中小商業・サービス業等の事業者の経営の安定化・活性化等を通じて、地域経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 経産10)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産12）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設 (-)						
措置内容	平成30年度時点	-						
	令和元年度税制改正以後	-						
	令和2年度税制改正以後	-						
政策目的		ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援すること。						
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税			
関係条項		-						
要望内容		ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援するため、必要な税制措置を創設する。						
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-		区分	新設	

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域経済・雇用に担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態展開を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する）は、政策目的（ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用に担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援する）よりも発展した内容を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ウィズコロナ/ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要であり、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用に担おうとする中小企業による経営資源の集約化等（統合・再編等）を本税制措置で後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図ることとしているが、本税制措置においては、具体的にどのような経営資源集約化を対象とするか検討中であることから、現段階では、定量的に適切な達成目標をお示しすることは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(1)に記載のとおり、具体的にどのような経営資源集約化を対象とするか検討中であることから、現段階では、定量的に適切な適用数を予測することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(1)に記載のとおり、具体的にどのような経営資源集約化を対象とするか検討中であることから、現段階では、定量的に適切な減収額を予測することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域経済・雇用に担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態展開を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する）は、政策目的（ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用に担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援する）よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(1)に記載のとおり、具体的にどのような経営資源集約化を対象とするか検討中であることから、現段階では、定量的に適切な達成目標に対する将来の効果を予想することは困難である。</p> <p>① 上記(1)に記載のとおり、具体的にどのような経営資源集約化を対象とするか検討中であることから、現段階では、定量的に適切な達成目標に対する将来の効果を予想することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 28) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)、個人住民税:外(自動連動))(地方税 30)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要であり、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革が重要。 この点、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとって、経営資源を集約化等(統合・再編等)させることによって、新規事業拡大や多角化等を行い、生産性を向上させることが可能。 このため、ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援するため、必要な税制措置を創設する。 《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 令和3年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	令和5年3月31日まで
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援する。 《政策目的の根拠》 ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。
	①: 政策目的及びその根拠	

		このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等(統合・再編等)を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休廃業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定) 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (3) 事業の継続と金融システムの安定維持 倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。	
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態展開を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置は、中小企業による経営資源の集約化等に対する負担を軽減することで、経営資源の集約化等に伴うリスクを軽減する取組を促すことができ、先行きが不透明な中でも中小企業による経営資源の集約化等が進み、中小企業の実産性向上が図られる。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
10	有効性等	①: 適用数	精査中
		②: 適用額	精査中

	③: 減収額	精査中
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等（統合・再編等）を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制によって中小企業による経営資源の集約化等に対する負担を軽減することで、経営資源の集約化等に伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業による経営資源の集約化等が進み、中小企業の生産性向上が図られる。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待され、必要な措置である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>経営資源の集約化等を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置として、事業承継総合支援事業及び事業承継・世代交代集中支援事業により予算措置を行っており、予算上の措置等では、中小企業の経営資源の集約化等に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、経営資源集約後の新分野進出に向けた取組を支援している。</p> <p>他方、経営資源集約後も含めて、新型コロナウイルス感染症による先行きの不透明感がある中で、中小企業が経営資源を集約化等することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。</p>

	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待され、本税制措置の創設は地方公共団体にとって重要。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産13）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		(一社) 日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長 (一社) 日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置)					
措置内容	平成30年度時点	電気供給業を行う法人について、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		課税の公平性を確保すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人事業税						
関係条項		地方税法附則第9条					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。					
創設年度	H30	過去の政策評価の実績	-			区分	延長

適用総額 (法人事業税・千円)		
H23	/	
H24		
H25		
H26		
H27		
H28		
H29		
H30		0

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	(一社) 日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(卸電力市場の流動性を高め、卸電力市場を通じて電気事業者が公平に電源へアクセスできる環境を整備する。また、卸電力市場の活性化を契機とした小売電気市場の競争促進を行うことで、電力システム改革の目的を実現し、安定的かつ安価な電力供給を達成する)は、政策目的(「二重課税を回避し、卸電力市場の活性化を実現すること」及び「卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保すること」)よりも発展した内容を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通りですので、目的と目標という関係を留意の上、政策評価書を修正いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 達成目標(卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、「電力システムに関する改革方針」に定められている「卸電力取引所における電力の取引量を増加させる」を達成する)は、政策目的(課税の公平性を確保すること)よりも発展した内容を表しているものであり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が定量的に把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通りですので、過去の適用数(自己約定の量)について、政策評価書に追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 自己約定の取引量(kWh)は、本特例措置の適用件数又は適用法人数を表すものではなく、適用数として適当でないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通りですので、将来の適用数の推計について政策評価書に追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 自己約定の取引量(kWh)は、本特例措置の適用件数又は適用法人数を表すものではなく、適用数として適当でないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の考え方を踏まえ、減収額について政策評価書に追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の考え方を踏まえ、減収額の予測について政策評価書に追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(卸電力市場の流動性を高め、卸電力市場を通じて電気事業者が公平に電源へアクセスできる環境を整備する。また、卸電力市場の活性化を契機とした小売電気市場の競争促進を行うことで、電力システム改革の目的を実現し、安定的かつ安価な電力供給を達成する)は、政策目的(「二重課税を回避し、卸電力市場の活性化を実現すること」及び「卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保すること」)よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通りですので、目的と目標という関係を留意の上、政策評価書への記載を修正しました。また、新しい達成目標に基づき、本措置の過去の効果を評価いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 達成目標(卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、「電力システムに関する改革方針」に定められている「卸電力取引所における電力の取引量を増加させる」を達成する)は、政策目的(課税の公平性を確保すること)よりも発展した内容を表しているものであり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(卸電力市場の流動性を高め、卸電力市場を通じて電気事業者が公平に電源へアクセスできる環境を整備する。また、卸電力市場の活性化を契機とした小売電気市場の競争促進を行うことで、電力システム改革の目的を実現し、安定的かつ安価な電力供給を達成する)は、政策目的(「二重課税を回避し、卸電力市場の活性化を実現すること」及び「卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保すること」)よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通りですので、目的と目標という関係を留意の上、政策評価書への記載を修正しました。また、新しい達成目標に基づき、本措置の将来の効果を推計いたしました。</p>

【点検結果】

- ① 達成目標（卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、「電力システムに関する改革方針」に定められている「卸電力取引所における電力の取引量を増加させる」を達成する）は、政策目的（課税の公平性を確保すること）よりも発展した内容を表しているものであり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(2)過去の適用数及び(6)過去の効果が把握されておらず、(3)将来の適用数及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	(一社)日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税:義(地方税22)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入れと売り入れを同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額(同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る)に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。
		《要望の内容》 措置の適用期限を3年間延長し、令和6年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法 第72条の12 附則 第9条の21 地方税法施行令 第22条 附則 第6条の2
5	担当部局	経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 取引制度企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年度 分析対象期間:平成30年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度 創設
8	適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 課税の公平性を確保すること
		[参考] ○電力システムに関する基本方針(平成25年4月閣議決定)に基づく電気事業法の改正(平成26年6月11日閣議案成立)により、平成28年4月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が必要な電源を調達するための卸電力市場の活性化が不可欠となっている。他方で、平成28年4月時点では、卸電力取引所における取引量は日本全体の電力総需要の2%に過ぎず、電力市場における競争促進の観点からは、卸電力取引所の活性化が喫緊の課題であった。 ○こうした状況を踏まえ、様々な市場活性化策を講じてきたが、特に、平成30年10月に導入した間接オークション制度により、総需要に占める卸電力取引所経由の取引の割合は、当時の18%から、足元の約4割へと大きく増加し、卸市場の活性化に大きく貢献した。こうした貢献を踏まえ、間接オークション制度は今後も恒久的に継続する予定。 ○しかしながら、同制度導入の結果、小売事業者から需要家への電力

		販売による収入に基づき法人事業税の課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については卸電力取引所経由のものも含めて課税標準から控除できる(地方税施行令第22条)一方で、間接オークション制度により生じる自己約定(同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には他社からの電気購入と実態は変わらない)には二重課税が発生するという問題が生じることとなった。こうした状況を放置することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。
		《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)」において、「主要な改革内容」の一つとして、「2.小売及び発電の全面自由化」を掲げており、「小売の全面自由化と併せ、発電の全面自由化(卸規制の撤廃)や、卸電力取引所における電力の取引量を増加させるための取組、商品先物取引法の対象への電気の追加の検討等を行う。」こととしている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 5.エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、「電力システムに関する改革方針」に定められている「卸電力取引所における電力の取引量を増加させる」を達成する。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税が回避され、課税の公平性が確保されるとともに、卸電力市場における取引量拡大に大きく寄与する。
10	有効性等	①: 適用数 本措置の対象となる自己約定にあたる取引量の推移は以下の通り。 平成30年度:9,741百万kWh 令和元年度:16,904百万kWh 令和2年度:18,462百万kWh(見込み) 令和3年度:20,162百万kWh(見込み) 令和4年度:22,020百万kWh(見込み) 令和5年度:24,048百万kWh(見込み) [備考] 1. 本税制の対象となる、電力卸売市場を通じた自己約定の量について、本税制を主に活用していると考えられる旧一般電気事業者の取引量を推計。 2. 平成30年度および令和元年度分については、旧一般電気事業者の自己約定額(電気事業連合会提供)を当該年度のスポット市場における平均システムプライス(平均単価※)で割り戻して適用量を推計した。 ※令和2年度分については令和2年4～9月の平均

		<p>3. 令和2年度以降分については、足下のスポット市場全体の伸び率を勘案し、見込みを推定している。具体的には、直近8ヶ月※における各月の前年同期からの増加率の平均値(令和元年11月～令和2年6月)(=109%)を年間増減率と仮定し推計。 ※平成30年10月に間接オークション制度を開始したことの直接的な影響を取り除くため、直近8ヶ月における増加率を基準としている。</p> <p>[出所] 電気事業連合会提供資料を元に経済産業省推計。</p>
②: 適用額		<p>本措置の適用の対象となる自己約額の推移は以下の通り。</p> <p>平成30年度:95,030百万円 令和元年度:133,991百万円 令和2年度:98,659百万円(見込み) 令和3年度:107,747百万円(見込み) 令和4年度:117,673百万円(見込み) 令和5年度:128,513百万円(見込み)</p> <p>[備考] 1. 本税制の対象となる、電力卸売市場を通じた自己約定の額について、本税制を主に活用していると考えられる旧一般電気事業者の取引額を計上(令和元年度までの数値は電気事業連合会提供)。 2. 令和2年度以降の自己約定額については、「①適用数」において算出した、スポット市場全体の伸び率を勘案した自己約定量(将来見込み)に対して、令和2年度の平均システムプライス(令和2年4～9月の平均単価)を乗じて推計を行った。</p> <p>[出所] 電気事業連合会提供資料を元に経済産業省推計。</p>
③: 減収額		<p>本措置は二重課税を見直すものであり、減収額は生じないと考えられるものの、仮に本措置が無い場合(二重課税が生じる場合)の税収と本措置がある場合(二重課税が回避される場合)の差額を減収額と考え、本措置の適用による法人事業税の減収額は以下の通り推定される。</p> <p>平成30年度:1,224.7百万円(税率:1.2888%) 令和元年度:1,726.9百万円(税率:1.2888%) 令和2年度:1,035.9百万円(見込み)(税率:1.05%として推計) 令和3年度:1,131.3百万円(見込み)(税率:1.05%として推計) 令和4年度:1,235.6百万円(見込み)(税率:1.05%として推計) 令和5年度:1,349.4百万円(見込み)(税率:1.05%として推計)</p> <p>[備考] 1. 本税制の対象となる、電力卸売市場を通じた自己約定の額について、本税制を主に活用していると考えられる旧一般電気事業者の取引量を計上したうえで、税率を掛け合わせたもの(令和元年度ま</p>

		<p>での数値は電気事業連合会提供)。 2. 令和2年度以降については、「①適用量」「②適用額」における推計を基本として、税率を掛け合わせて推計を行った。</p> <p>[出所] 電気事業連合会提供資料を元に経済産業省推計。</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成30年10月に導入した間接オークション制度により、総需要に占める卸電力取引所経由の取引の割合は、当時の18%から、足元の約4割へと大きく増加となり、卸電力市場の活性化に寄与した。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 卸電力市場(スポット市場)における取引量は、当時の407億kwh(平成30年7-9月)から683億kwh(令和2年4-6月)へ大きく増加。二重課税が発生する状況下において事業者が積極的に卸電力市場を活用するとは想定できないため、本措置の効果は大きいと考えられる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本措置は二重課税となることを避けるものであり、新たに税収減が生じることはないと考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税施行令第22条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置をとることが適切である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置との関係はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置を実施したとしても新たに税収減が発生するとは考えられない。</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-